

衆議院 大蔵委員会 議 録 第十六号

(三三〇)

昭和五十二年四月一日(金曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 小淵 恵三君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 親樹君

理事 愛知 和男君

大石 千八君

後藤田正晴君

砂田 重民君

原田 憲君

村山 達雄君

山崎武三郎君

伊藤 茂君

大島 弘君

沢田 広君

村山 喜一君

宮地 正介君

荒木 宏君

永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵省國際金融局長 藤岡眞佐夫君

國稅庁調査査察部長 系 光家君

委員外の出席者

外務省アジア局 外務参事官 枝村 純郎君

外務省經濟協力局 外務参事官 三宅 和助君

外務省國際連合局 專門機關課長 中村 昭一君

農林省農林經濟局長 瀧 巖君

通商産業省通商政策局長 佐藤 剛男君

通商産業省通商政策局長 日下部光昭君

通商産業省通商政策局長 高橋 達直君

通商産業省通商政策局長 高橋 達直君

資源エネルギー庁石油部開発課長 箕輪 哲君

會計検査院事務局長 東島 駿治君

參 考 人 石原 周夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 末松 經正君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

參 考 人 大島 隆夫君

委員の異動

三月三十日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

四月一日

辭任 補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

同日

辭任 永原 稔君

補欠選任 刀祿館正也君

○小淵委員長 これより會議を開きます。
アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本案の審査のため、本日、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小淵委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 ベトナムが統一をいたしましてベトナム社会主義共和国という新しい形で発足しているわけですが、と同時に統一の前には、ベトナムにアジ銀なりIMFなり加盟をいたして、いかにアジ銀からそれだけ調査団がこしの初めに相次いで出ておるようであり、その報告がなされておるようであり、この報告をそれぞれについて概略、ポイントを御説明願いたいと思っております。

○藤岡政府委員 ベトナムが統一されまして、アジア開發銀行におきましても昨年統一されたベトナムとして加盟国の地位を承継して、その後順調なる

加盟国の地位が進んでおるわけでございますが、ただいま御指摘になりましたように、一月にはアジア開銀のシニアスタッフを団長といたしまして合計七名の調査団がベトナムを訪問いたします。その主な任務は、既承認プロジェクトの実施状況調査、新政府の政策及び経済情勢の把握、それから既承認プロジェクトの実施機関の現状調査ということをやつてまいりまして、帰つて、マニラの本店でその報告書を出しているという状況でございます。それから世界銀行につきましても、ほとんど時を同じういたしまして調査団がベトナムの方へ参つておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 そんなこと聞いてないですよ。それはもう新聞に出ていゝのですから、それをいまして言つたつて何にもならぬじゃないですか。アジア開銀をこれからどうしようかという議論をするときに、そんな人食つたような答弁をしたらだめですよ。当然アジア開銀に加盟した、そのことはアジア開銀が発足して以来の一つの変化なんですよ。そうすると、アジア開銀銀行というものの今後のあり方をどう考えるかということが本委員会の本議案の審査なんですよ。そのときにそんな新聞に出ていゝような、だれだれが行つて、だれだれがして、だれだれが報告しました、そんなことを答弁したつてだめですよ。当然に、だからその報告書はもうすでにとつていゝと思うのです。だからその報告書の内容をもう少し詳しく説明してください。なめた答弁してはいかぬですよ。

○藤岡政府委員 調査団のことをお尋ねでございます。しましたのでいゝように申し上げたのでございまして、その報告書の内容は、私もまだ連絡を受けておりません。

○川崎(寛)委員 それは怠慢じゃないですか。ばくに第一課長の加倉さんですか、説明に見えたのはずいぶん前なんですよ。そのときにも、このことはばくは指摘してあるのですよ。マニラからもうとつて帰つてきて、三月の初めには報告したといふのは出ていゝのですからね。当然にその報告は取り寄せて、その報告はこうだということでは

御説明あつていいのではないですか。そんな形式的な議論ならせぬ方がいいですよ。会館の部屋で説明聞いたらそれで済みますよ。

だから、いまの日本の経済協力の方方そのもの、つまり賠償から新しい方向に移つてきておる、そういう中でどうあるべきか、それを議論しようというわけでしょう。だからそれはきちんとして、アジア開銀がどうして動いていゝのか、日本におつたのではなかつたか、かみにつくのか、日本におつたのは当然あなた方が取り寄せて、それを議論できるように資料としても出してもらう、そういう丁寧なことをしなければだめですよ。もう少しきちんとして説明してください。

○藤岡政府委員 いまの調査団の報告は正式には出ていゝのではないでございますが、アジア開銀のベトナムに対する政策をいゝしましては、これはベトナム統一後正常な関係に復してありますので、アジア開銀としてはこの加盟国に対して正常なる融資活動をこれからしようといふことございまして、特に戦前に長い間困つておつた地域でございまして、そういう点も配慮してアジア開銀としては融資をするという方針は承つております。

ただ、先ほどの報告は正式にまだ当方に連絡ないものでございまして、それは申し上げかねるわけでございます。ただし私は情報として、理事を通つて聞いておりますところによりまして、その調査団が行きまして、水産とか林業、畜産を含む農業部門を最優先にする。それから既存の既承認のプロジェクトがございまして、それが一時デイスパースがストップしておりましたのを再開することを検討するとか、そういう程度のご事情として伺つておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 それ以上は水かけ論になりますからしませんが、ただ新聞の報道では、三月の四日に一カ月間にわたる調査団の報告が発表になつた、こういうふうになつておりますので、それはあなた方受けていない、こういうことであります。報告が発表になつたといふことでございまして、そういう報告があるならひとつ取り

寄せてもらつて、本委員会に、後でいいですから参考資料として御提出をお願いしたい、こう思ひます。

そこで、いま国際金融局長から御答弁のようによ、そういうアジア開銀としての姿勢というものは説明があつたわけでありまして、そういふと、それに対して日本政府としてもそれに付いては積極的に推進をしていく。そして今度はそのアジア開銀と対応する日本政府としての対ベトナムの経済協力、これは外務省になりますか、いかがですか。

○三宅説明員 統一ベトナムに対しまして日本政府の援助方式といたしましては、すでに五十年年度には八十五億円の無償援助をやつております。五十年年度につきましては五十億円の無償援助をすでに提供しております。

今後の援助につきましては、まず無償援助につきましてはは外交ルートを通じて先方から正式に要請があるならば、対日債務関係の諸問題の解決の見通し等も勘案いたしまして、ケース・バイ・ケースに考へていきたいと思つております。それから技術協力につきましては、外交ルートを通じて具体的な要請が先方からありました場合には、これまたケース・バイ・ケースに検討していきたいと思つております。

一番大きな問題でございましては政府借款だと思ひますが、これにつきましては実は対日債務は現在百六十三億円ございまして、この問題の解決のために現地で交渉が行われております。私たちもいたしましては、双方が満足するような形で一日も早く解決し、その前提のもとに今後この借款関係を検討してまいりたい。こう考へております。

○川崎(寛)委員 その南ベトナム政権への問題といふ債務の問題、これは余りここで細かな議論を詰めることが効果的であるとも私と思ひません。だからいふの答弁で、私は含みたくと思つたのです。それで十分政治的な解決という方向に持つていかざるを得ないだらうと思つたのです。つまりベトナム社会主義共和国、ハノイ政府に

してみますと、一九四五年以来、自分が連綿とした正統政府だといふことで来ておると思ひますし、私たちもそう思ひます。そこは現在の日本政府とはあるいは見解の分かれる面があるだらうと思ひます。しかし特にこの百六十三億の債務の問題等については、サイゴン政権が崩壊いたしました直前に商品援助等を非常にやりました。これは当時やつたときの外務大臣は大平外務大臣で、私はこの問題については外務大臣とも相当やつたのです。いまやることは崩壊しようとしておるベトナム政権へのてこ入れにはかならない、だからそれはやるべきでない、こういう議論もしました。

橋の問題であるとかそういう援助もやつたわけでは歴史的に正統政府だ、だからすべてを引き継ぐ、こう公式にはやつておりますが、しかし中身のかさういふ今後の建設に役立つ問題と、そうでない商品援助とは私は当然分けねばいかぬ問題があるだらう、こう思ひます。だからそこはいまの御答弁に従つて政治的といふか早急に解決をして、この問題にこだわつて経済協力に専するのをおくれるといふことのないようにお願いしたい、こう思つたのです。いかがですか。

○三宅説明員 御案内のとおり、私たちいたしましてはベトナムとの関係は一刻も早く復興、再建の方向に持つていきたい。そのための前提といたしまして、一日も早く債務問題の問題を解決したいといふことでいま鋭意やつております。次第に望ましい方向に動いていゝのじゃないかと思ひます。したがういまして、それとの関連も考慮しながら将来考へていきたい、こう思ひます。

○川崎(寛)委員 と同時に、ベトナムとあるいはインドシナ三国とASEANとの問題につきましては、これはジグザグありますけれども、やはり協力という方向に大きくは向かうと思ひますし、日本もその役割りを果たすべきだ、こう思ひます。そのASEANとの協力の関係についてこの間総理にも質問いたしましたのでありますが、明治

三十八歳で、貴見のとおりなんという大変聞きなれぬことを言うのですから最初は戸惑いましたけれども、まあ賛成だ、こういう話なんです、アジア開銀もあるいはESCAPもインドシナ三国とASEANとの協力関係といいますが、そういう方向を進めていくことについては積極的であるというふうな報道があるわけですね。しかし、一方ではまたASEANからの慎重論も出ておるという、非常に政治的ないろいろな問題が絡み合う段階であろう、こう思うのです。しかし、日本としては、その際に両ブロックが対立をする方向でなくて、いかに対立を解消していくかという方向に進むべきだろう、こう思うのです。

その意味で、私は一つの具体的な問題を取り上げたいと思うのです。それは、メコン川の流域開発の問題ですね。これはすでに古い歴史があるわけでありまして、メコン川流域の開発というものが、従来ベトナム戦争をやっております段階においては、明らかに南ベトナムとそれから今日に至る前のカンボジアなりラオスなりタイなりというものを対象にして考えられたわけですね。しかし、それじゃいかぬと思うのです。そうしますと、メコン川というインドシナ半島全域を考えますならば、ベトナム社会主義共和国、カンボジア、それからラオス、タイというメコン川流域全体をどう開発していくかという方向に進まなければいけないのじゃないかと思えます。だから開銀なりESCAPなりを通してやる方向と、それから日本がこの問題にどう対応していくかという方向について外務省としての考え方を聞かせたいだいたいと思えます。

○三宅説明員 先生御指摘のとおり、メコン川流域開発に關しましては、従来からも日本といったしましては非常に積極的にやっております。実際問題として、インドシナ半島とタイとの相互のプロジェクトを通じてお互いの平和共存、結びつきというものが強まるということが一番望ましかろうと思えます。ただ残念なことに、現在は、特にベトナムとそれからカンボジアでござい

ますが、必ずしもメコン委員会との間の調整ができておりません。ラオスの場合は特に第二次ナム・ダム・ダムの建設を通じて具体的に話が進んでおります。われわれといたしましては、メコン委員会が一日も早く積極的な活動をすることを望んでおりまして、現実に来年度も政府予算案につきましてはメコン委員会の運営資金の補助といったしまして三万ドルの予算計上をお願いしてございます。これはメコン委員会に対する日本政府の誠意のあらわれというぐあいに私たちは解釈しております。

○川崎(寛)委員 ナム・ダム・ダムはアジ銀で出して、つまり二国間だけでも、管理としてはアジ銀の管理にしたわけですか。

○三宅説明員 ナム・ダム・ダムは世銀の管理下でございまして、計画自体はメコン委員会の活動の分野に入っております。

○川崎(寛)委員 私は、このナム・ダム・ダムは、ちょうど左右政府がまだ対立をしておるときであります、その真ん中の境界線になる国道をナム・ダム・ダムまで行って見てきました。タイに売電をしてラオスの経済には相当協力をしておるという状態でありまして、メコン川の流域というのは一億の人口ですね、全部合わせますと現在の人口で九千六百万。一億の人口のここに共存の体制ができるという方向をどうしても——それは中ソの対立もありまして、ベトナム、ラオスあるいはカンボジア、それぞれの間にあります。しかし、これに対して、それをどう協力しながら開発をしていくかということは大変大事な関係ですね。この方向については、先ほど申しましたベトナムに対する問題と同様、メコン流域全体というもののについては、つまりその対立なりあるいは姿勢がわからない、特にカンボジアの場合姿勢がわからないと思えますけれども、そういうものを十分に配慮しながら積極的に日本がASEANに協力をして、あそこに対立のブロックをつくることを絶対にやらないということが大事だと思えます、そのことが日本政府としてもとるべき態度だと思ふし、またアジ銀においても日本の代表が積極的にそういう方向で動いていくという努力をすべきだ、こう思うのです。次官、どうですか。

○高島政府委員 ただいま先生の御指摘のように、私も、その地域における民族全体が協力をしながら平和の中で繁栄していくような情勢をつくり出すために、日本として寄与できる面があれば寄与していかねばならない、このように考えております。

○川崎(寛)委員 私は最初にベトナムに入りまして、そこで経済協力のあり方というものを、これは基本的な検討しなくちゃならぬと思えます。混乱が相当あるんじゃないかと思うのです。そこで、私は大臣の、これは次官に対して決してあれじゃなくて、つまり対外経済関係会議の重要なメンバーである大蔵大臣にこの基本的な姿勢を問いたい、こう思っています。理事の方には大臣にどうしても出てもらわなければいかぬということ強く要求したわけなんです。つまり、経済協力のあり方というものを考えます場合に、わが党はアジア開発銀行に反対してきまして、それはこのアジ銀の設立の時期、それから経過、そういうものがあつたわけでありまして、六四年のトンキン湾事件を受けて、六五年のジョンソンのボルチモア演説を受けて、そうしてこれはそうではないという議論をあつたころの協定の議論の際にはずいぶんやっていくわけですね。私は、その議論をここで蒸し返そうなどとは思いません。そうじゃなく、私が協力のあり方を問う直そうという点は何かといいますと、ASPAは御承知のように韓国のイニシアチブでソウルで開かれた。そしてやってきました。それから東南アジア開発関係会議はボルチモア演説に呼応しまして日本がイニシアチブをとって六六年に、ASPAも六六年ですね、六六年に東南アジア開発関係会議を東京で開いて発足してきたわけですね。そしてそれにおくれでこの暮れにアジ銀が設立されてきたわけですね。その前にエカフェの提案その他、いろいろありま

す。しかし、それはいまここで問う必要はないのでありますけれども、このASPAなりSEA TOなり開銀をした。なくなった。東南アジア開発関係会議というのは七四年にマニラで開かれまして、木村外務大臣が出席をしていろいろ演説をしたわけでありまして、これはもうシンガポール会議が開かれないうちに今日に至っておりますわけですね。しかし日本政府としては、東南アジア開発関係会議というのはそのまま存続という考え方に立っておるのではないか、こう思っています。この東南アジア開発関係会議には必ずアジ銀側も出席しておったわけですね。だから、そうしますと、この東南アジア開発関係会議というものを今日どう考えておるのか。つまり、これはもうASPAやそういうものと同じように消滅したものというふうにかけるべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○三宅説明員 実は東南アジア開発関係会議自体につきましては、まだ消滅したとは考えておりませんが、現在のところ、ASEANの諸国は仲間の結果に忙殺されております。したがって、現在、特にベトナムとの関係も微妙になっておりますので、そういうASEANの国の希望に従いまして、しばらく様子を見よう、その後、やがてASEANの国もやはり一緒になって東南アジア開発関係会議をやろうということになったときに具体的に総会を開くということにございまして、機軸自体はまだ消滅したとは考えておりませんし、そういうぐあいにASEANの諸国も認識しているかと思ひます。

○川崎(寛)委員 日本がイニシアチブをとってきたのですから、そういう考えを述べられるのは当然だろうと思ひます。しかし、私はこれを再発足させるといふようなことをやってはいかぬ、こう考えます。大きなアジアの変化というか、これは世界的変化でもあります、経済協力のあり方が根本的に問われたのは、七三年のバリ和平協定と、それから石油危機と第四次中東戦争だと思ひます。この

ことが根本的に経済協力のあり方というものを問うて直すことになったわけであります。だから、七四年一月の田中訪問というのは、恵んでやるぞという姿勢で東南アジアを回った総反響を受けたわけですね。その後、七五年にはサイゴンが陥落、こういうことではありますが、こういう事態というものを今日日本政府はどのように再検討しておるか。

具体的に伺いますが、対外経済協力審議会が、七四年の政府の諮問に基づきまして、五十年八月に「今後の開発協力の推進について」という方向の答申をいたしました。そして、さらにその審議会の提案というか要請に基づいて、内閣の対外経済協力関係懇談会を発展いたしまして、対外経済協力関係協議会というふうに強化をしたはずであります。そこで経済協力の基本的政策の方向づけというものをやってきたと思うのですが、この対外経済協力関係懇談会というもののあり方自体を審議会は問う、つまり強化をしないという方向で関係協議会ができたんだが、五十一年八月にはこの対外経済協力審議会は「政府開発援助の抜本的改善について」という意見書を出してきておる。そのことは七五年から七六年にかけて海外経済協力についての日本政府のきちんとした姿勢が出ていないということ、意見書も出てきたと思うのです。

私がお尋ねしたいのは、先ほど申しましたようなベトナムの情勢変化、それから石油危機、そういう中で、政府としてこの経済協力のあり方について、どこを機軸でどういう総括をして、どういう方針を出してこれたか、基本方針を伺いたいと思います。

○三宅説明員 経済協力の基本的な政策につきましては、関係各省、特に大蔵省、外務省、経企庁、通産省というところで調整しております。実際の経済協力の基本理念といたしましては、これは言うまでもないことですが、開発途上国の民生の安定、それから財政的困難、特に生活水準の向上ということで、自助努力を支援す

るというかこうでございます。この基本理念につきましては各省とも全く意見の相違がございません。

具体的政策につきましては、たとえば開発援助の増大とか質的改善の問題、そういう問題につきましては、各問題ごとに各省間で十分意見調整をしながら、また先生御指摘の中間答申、それから関係協議会の意見も入れまして、随時意見調整しながら政策を進めてまいっております。

○川崎(寛)委員 関係協議会というのは、今度の行政検討委員会の中で、これは廃止になったのですか改組になったのですか。

○三宅説明員 この問題につきましては、御指摘のとおり行政簡素化の一環といたしまして廃止になっておりますが、ただ、アドホックに、問題のあることにその会議を随時開くということになっております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、それは審議会に了承をとって廃止になりましたか。

○三宅説明員 審議会の方は総理に対する諮問機関でございます。片や関係協議会は政府の機関として設立されたものでございます。

したがって、行政簡素化の一環としまして、趣旨は存続されている。すなわち、その都度の問題に際した適当な関係が随時相談しようということでございます。趣旨は生きておりますが、具体的に審議会の方と相談したとは聞いておりません。

○川崎(寛)委員 ただ、審議会が、懇談会をこうしなさい、こうしてほしいという要望があつて設置したんですね。それから、さらに五十一年の八月には強化の方向を要請しているんですね。ところが行政府の方は、行政の簡素化だ、行政機関の簡素化だということで廃止をしたわけですね。

この審議会というのは、これは基本的に問えば時間のかかる問題で、戦後の民主主義の問題として審議会が出てきたわけですから、そうしますと、私は、特に国際関係が複雑になってくる今日の事態の中で、審議会側が要請をした——私は審議会自体もメンバーを一遍全部洗ってみたいと思

いますけれども、要請をしてきた、強化をした、ところがその基本方針というのがきちんとならないうちになくなった、そういうことは、今日の日本政府、自民党政府の海外経済協力のあり方について非常に問われる点だ、こう思うのです。それらの点は後ほど大臣に伺いたい、こう思っております。

そこで、これは大蔵省に伺いたいのであります。いま経済協力をいたしますについて、国内の機関としては輸銀と基金がございまして、ところが、日韓の経済協力でも、基金が大変大きな融資をしておられるというのがこの委員会でも予算委員会でも衆参で暴露されているわけです。私は経済企画庁を憎く思っているわけではありませぬけれども、やはり行政のなわ張りの中から生まれたこういうあり方というのが、今日のこういう皆さんの問題を生み出している一つの原因だろと思うのです。つまり、現地の実態というものを十分に調査をする機関もないわけですが、それが莫大な基金、つまりこれはいま従来の輸銀からもうほとんど基金に移っているわけですから、そうしますと、そういう機関のあり方というのは根本的に問い直さなければならぬ時期にいま来ていると思

います。だから対外経済協力関係協議会自体が、あいまにできたりつづいたり、どうなったかわからぬというふうな状態にある。一方、この機関は大変大きな運営をしておる。そして明確な責任というのか、それが無い。だからそういうものを全部を問い直さなければならぬ時期にあるのだと私は思うのです。大蔵政務次官は、こういう経済協力の各金融機関のあり方について抜本的に検討されるかどうか伺いたいと思います。

○高島政府委員 先般来予算委員会などにおきましていろいろ御質疑が重ねられておるところにつきましては私も承知をいたしております。ただ、従来のこの基金などのあり方につきましては、きわめて機械的に書類審査をして措置をするというふうな面が非常に多かったのではない

だろうか。したがって今日いろいろ御質疑があるような事態が起こっているのではないかと思

いますので、それらの点につきましては今国会における予算委員会の審議の状況等を踏まえまして私も十分また検討してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○川崎(寛)委員 私は、きょうはアジ銀それ自体の細かな議論は余り触れませんでした。というのは、先ほど言いましたように一つの転換期ですから、転換期の中でどうあるかということ、基本がきちんとならなければならぬと思うのです。

そこで、今度はアジ銀の問題について少し細かくお尋ねをしたいと思いますが、このアジ銀に日本から何人行っておりますか。

○藤岡政府委員 アジア開銀の職員は、専門職員と補助職員に分かれておりますが、この補助職員の方はほとんどが現地のフィリピン人でございます。専門職員が各国から採用されておるわけでございますが、それについて申し上げますと、日本からは総裁を含めて二十九名が行っております。全体の専門職員の数が二百九十名でございますので、約一割ということになっております。

○川崎(寛)委員 この二十九名のうち全部は出向ですか。それから、もう完全にアジア開発銀行の職員として、つまり日本側の出向でないプロパの職員というのは二百九十名の中にいないのですか。

○藤岡政府委員 日本側の事情からは出向あるいは出向でないという区別がございまして、アジ銀の方といたしましては、採用に当たりまして期限を定めぬ採用にするかあるいはたとえ期限を三年と定めた採用にするかという違いがあるわけでございます。

実態を申し上げますと、日本の官庁あるいは銀行から事実上の出向という形で行っておる者は相当ございます。しかし数名程度は、そういう関係なく、いわゆるパーマネントな職員として行っております。(川崎(寛)委員「それは二十九人に入っている」と呼ぶ)はい。

○川崎(寛)委員 大蔵省は何年くらいですか。これは新聞報道等もあるのですけれども、日銀とか興銀とか開銀あたりからも行き、部長クラス七、八年という人もおられるのが、大蔵省がもう少し上におられるのだけれども、大蔵省が一番早い交代だ、二、三年だと言っておられるのですね。これはアジ銀の今後のあり方を考える場合に一つの問題点だろう、私はこう思うのです。大蔵省が一番早い勤務で帰ってくるということをお認めになりますか。

○藤岡政府委員 大蔵省から出向した者でも、たとえば四年という者もありましたし、それより短い者もありまして、日本の銀行出身に比べて必ずしも短いというとはなからうと思えます。先ほど申し上げました事実上のパーマネント職員は、銀行設立後一年以内に採用されまして、それからずうっと今日に至っているという者もおりますので、そういう人々は八、九年という長さの勤務をしておられるわけでございます。

○川崎(寛)委員 大蔵省から八、九年ですか。私は大蔵省が一番短いというふうには聞いていますので。だから、それがアジ銀の中で、腰を据えたアジアの地域開発の金融機関としてのあり方を進めるについて、そういうアジ銀の立場でやる、つまり国連の一環を担いながら国連の機関と協力をし合いながらやっていくという姿勢が大変薄いのではないかと。だから、本国の指令というものを非常に忠実に、行って短期間で帰ってくるという形のものが特に大蔵省に多いのではないかと。

これは、私たちがアジ銀を議論してまいりましたときに、特に六五年、日本の賠償が終わり、次に円借款等に入りますときに、韓国、台湾に非常にふえた。そして、それが、その当時ちょうどベトナム戦争のその最中にまた韓国、ベトナムにこのアジ銀からの融資が多かったわけですね。だから、そういうあり方というのが、いまここで根本的に問い直されなければならないし、問い直されるのじゃなくて改まらなければならない。こういう

時期ですから、私は、日本から出向していく諸君の姿勢も、そういう意味では、これまでのようなあれではない、こう思うのです。そこで私は、いま、ただ単に年数の短いか長いとかいうのを問うだけじゃなくて、その姿勢を問うておられるのです。次官、いかがですか。

○高島政府委員 ただいま御指摘のように、大蔵省から出向いたしております職員につきまして、比較的年限が短いように確かに事実示されておるところであります。これから必要なことは、国際社会に通用する職員、そしてその一機関において本場に精通をしてお役に立つ職員というものを、やはりエキスパートを養成して、ある程度行った立場で十分活動できるように体制というものが、必要ではないだろうか、確かに御指摘のようになりまして、一年ないし二年で人事の回転が行われていくわけでございますので、その一環として考えることはもちろん必要ではございますが、アジア開銀なりその他国際関係機関すべてそうでございますが、ただいま川崎委員の御指摘になるような立場を踏まえながらやってまいりませんと、国際協力関係というものは円滑にいかないので、なからうか、このようにも思いますので、御指摘の御意見につきまして、十分今後ともひとつ気をつけてまいりたい、このように思っております。

○小淵委員 山崎武三郎君。わが日本の国というのは、貿易立国を国として、資源を初め多くの重要資源というのを海外に依存している、こういう国であります。また、国際環境というのも日々変化してまいります。こういう時代に対処するために、わが国というのは、まず第一に、適切な景気対策を通して、世界景気の回復というのをまずリードしていかなければ、開発途上国のこの不況脱出というの、きわめて困難ではないかと思うわけですが、この

点について御意見を伺いたします。○藤岡政府委員 開発途上国が、最近、経済的な不況と同時に国際収支の困難に陥っておりますが、それを救う方法といたしまして、一つには、石油危機以来産油国に年間四百億ドル程度の資金がたまっておりまして、それ以外の地域でそれに見合う赤字を負担しなくてはならないという事情がございまして、したがって、この間の資金の循環をどうつけていくか、赤字の穴埋めを融資をどうするかという問題が第一でございます。

○山崎(武)委員 二番目に、現在の財政事情というのがきわめて厳しい、三分の一の国債を抱えているこの財政事情の中で、かつまた国内多方面からいろいろな要求が多々ある。しかし一方、開発途上国に対しては着実な経済協力というのを伴うことがわが日本の国にとっては必要である、だからどうしても誠意を見せなければいけない、こういう環境にわが日本は置かれております。だとすれば、昭和五十二年の予算において政府はどのような措置をとったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○三宅説明員 五十二年の政府予算案につきましては、まずその援助関係全般のいわゆる政府開発援助関係予算を総計いたしますと約五千五百億円程度でございます。これは前年度に対する伸び率といたしましては二・三%の増と一応なっております。それで具体的には、まず援助の量をふやすとともに援助の条件と申しますか、質をよくする

と、この二つを同時に進めたいと思ひます。○藤岡政府委員 開発途上国が、最近、経済的な不況と同時に国際収支の困難に陥っておりますが、それを救う方法といたしまして、一つには、石油危機以来産油国に年間四百億ドル程度の資金がたまっておりまして、それ以外の地域でそれに見合う赤字を負担しなくてはならないという事情がございまして、したがって、この間の資金の循環をどうつけていくか、赤字の穴埋めを融資をどうするかという問題が第一でございます。

○山崎(武)委員 二番目に、現在の財政事情というのがきわめて厳しい、三分の一の国債を抱えているこの財政事情の中で、かつまた国内多方面からいろいろな要求が多々ある。しかし一方、開発途上国に対しては着実な経済協力というのを伴うことがわが日本の国にとっては必要である、だからどうしても誠意を見せなければいけない、こういう環境にわが日本は置かれております。だとすれば、昭和五十二年の予算において政府はどのような措置をとったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○三宅説明員 五十二年の政府予算案につきましては、まずその援助関係全般のいわゆる政府開発援助関係予算を総計いたしますと約五千五百億円程度でございます。これは前年度に対する伸び率といたしましては二・三%の増と一応なっております。それで具体的には、まず援助の量をふやすとともに援助の条件と申しますか、質をよくする

と、この二つを同時に進めたいと思ひます。○藤岡政府委員 開発途上国が、最近、経済的な不況と同時に国際収支の困難に陥っておりますが、それを救う方法といたしまして、一つには、石油危機以来産油国に年間四百億ドル程度の資金がたまっておりまして、それ以外の地域でそれに見合う赤字を負担しなくてはならないという事情がございまして、したがって、この間の資金の循環をどうつけていくか、赤字の穴埋めを融資をどうするかという問題が第一でございます。

○山崎(武)委員 アジ銀を通ずる援助など、こういう多国間援助の比率が次第にふえて、現在三割近くになっている。この多国間援助と二国間援助の方式を比較した場合のメリットとデメリット、この辺のことについて一体どうなのか、お伺いいたします。

○三宅説明員 御承知のとおり、多数国間援助の一つのメリットといたしましては、まずOPECの諸国の資金を有効に集め得る、動員し得るという面がございまして、第二の点といたしましては、種々の多岐にわたる技術を組み合わせることによって多くの資金を導入できる。それから第三点は、やはり国際機関の持つております専門家のノウハウを利用できるという種々のメリットがあるかと思ひます。デメリットといたしましては、いわば日本の援助という感じを相手国政府に与えない。多数国間の機関を通ずるものから、日本からもらったという感じがしないということでございます。それからまた二国間のやつております技術協力、たとえば日本からの技術協力との組み合わせがきめ細かに行う場合に必ずしも調整がうまくいかない。

そういうようなことで、メリット、デメリットはそれぞれございまして、今後はメリットはできるだけ生かしながら、デメリットはできるだけ

少なくするというか、いわば二国間援助と多数国間援助の合理的なバランスをとりながら、それぞれの長所を生かしながらやっていくことが一番適切かと思ひます。

○山崎(武)委員 いま申しました多国間援助であれ二国間援助であれ、その原資はわれわれ日本国民の税金がもとになっているわけでありま。しかし経済協力を行う以上は、受け入れ開発途上国の国民に心から喜ばれるような効果的、効率的な協力を行っていかねば何にもならぬわけでありま。従来わが国の援助というのはどのような成果を上げてきたのか、ひとつ詳しく説明してみたい。

○三宅説明員 まず援助のやり方自身につきましてはかなり慎重に、まず相手国の経済情勢というものをも十分調査し、それから当該プロジェクトのための調査団を送り、それからさらに個々の案件について十分その効果というものを調査した上でやっております。したがって、効果的な援助をできるだけするような準備態勢をまず整えてやっております。

具体的には、これはいろいろあるのですが、たとえばインドネシアにあるカランカサスのダム、これは賠償と借款でつくったダムでございますが、その結果洪水調節、灌漑、発電等の多目的なダムで東部ジャワの総合開発計画の重要な一環をなしておりますが、これあたりは非常に現地でも効果を上げておりますし、インドネシア政府のみならずインドネシア国民から非常に高く評価されております。また、たとえばフィリピンの日比友好道路につきましては、これは賠償とその後の借款との組み合わせでつくったものでございますが、いわばフィリピンに基幹道路をなしてござりまして、非常に多くの利用者によって、またフィリピン政府、国民全体から非常に評価されている。ここらあたりが一番効果的な例として挙げられると思ひますが、また無償関係につきましては、たとえばフィリピンのパンパンガ川の洪水予報システムに対して援助をやったことがございま

す。その結果、たとえば洪水が事前に予知できるということ、避難命令とか対策が立て得るというふうなことが、たとえばタイのキングモンクート工科大学に對します無償の援助をいたしまして、非常に学校自体の質がよくなった、実験機材その他建物がよくつたために優秀な学生が集まる、また優秀な内容になってきた、そのために生徒の質が非常によくなってきたというふうなことで、それぞれそれ相応の効果を十分上げておると私たちは確信しております。

○山崎(武)委員 アジアには開発途上国の半分以上の人が住んでおり、アジアの開発というのは特に重要であります。これとの関連でアジア銀というのはどういう役割りを果たしてきたのか、お伺いいたします。

○藤岡政府委員 アジア開銀ができてから十年余りを経たわけでございますが、当初三十の加盟国がいま四十二カ国となりまして、アジア・太平洋地域の小さな国も大分参加してまいってきておるわけでございます。

設立以来現在までに、融資におきまして通常貸し付けが約二十五億ドル、そのほかに非常にソフトな条件、すなわち金利なし、手数料一%、年限は四十年というふうな条件で貸し付けをいたしております。特別基金が九億ドルくらいの融資実績を持っております。合わせて三十四億ドルに達しますが、これはアジア開銀の借入国から見ます場合には、多国間援助の三割近くを占めるということになっております。ことにアジア開銀の特色といたしまして、融資においては、その地方の実情に照らしまして、食糧増産を中心とする農業開発とかあるいは水力発電等による電力開発というものに重点を置いてまいったわけでございますが、ことに世銀等に比へまして、特色がござりますのは、技術援助を非常に重視いたしまして、職業訓練、教育その他の技術、あるいは融資を行います際に、その事前段階としての援助、そういったものを活発にやっております。いわば日常健康の相談に応ずるファミリードクターというふうな役

割りを果たしておるというのが一つの特色かと思ひます。

○山崎(武)委員 インドはアジア銀から融資を受けていないように見えますけれども、どうしてインドは受けていないのか、お伺いいたします。

○藤岡政府委員 インドの資金需要は非常に膨大なものでございまして、第二世銀の方がその半分以上程度をインドに供与しております。そういうことでございまして、アジア開銀ができましたときに、インドは主として第二世銀の方に依存するということが、アジア開銀からは事実上借り入れを行っていないということになっております。

○山崎(武)委員 開発途上国とわが国の貿易の割合は、わが国貿易の五割を占めております。そのうちの四割が東南アジアとの貿易となっており、また、東南アジアというのは、日本に対しては大変な依存度を示しております。わが国はアジアの開銀には積極的な役割りを果たさなければいけないと思ひておりますけれども、この点についての御所見をお伺いいたします。

○三宅説明員 先生御指摘のとおり、アジアは日本にとつて非常に大事な地域でございますし、資源その他の面でも非常に重要でございます。したがって、まず従来からもアジアに対する日本の援助、たとえば全体の援助につきまして七五%がこの地域に出ております。東南アジアには五〇%ということでございます。その伝統的な友好関係等から、相互依存関係の実情にかんがみまして、この地域に今後とも重点的にやっていきたい。最近特にASEANプロジェクトということで、ASEANからも仮に将来、そういうような要請が出てくる場合には、十分われわれとしてもフィジビリティその他確認しながら検討してまいりたいということでございます。したがって、今後とも大いに二カ国間の援助のみならず全般的に日本の援助を継続してまいりたい、こう考えております。

○山崎(武)委員 最近、開発途上国の債務累積問題が非常に深刻化してきており、昨年末途上国全体で二千万ドルに達してきていると言われている。こういう国こそ援助資金を必要としているわけですが、融資するお金というのは、われわれ日本国民の税から出るわけでありま。したがって、この融資するお金の管理、これはきわめて厳正でなければいけないと思ひます。したがって、アジア銀というのは、この管理についてどのような取り扱ひをなしているのか、お伺いいたします。

○藤岡政府委員 まず、アジア開銀が貸し付けを決定いたします場合には、十分慎重にプロジェクトのフィジビリティ、借入人の返済能力等を審査するわけをございまして、貸し付けを決めますに当たりまして、その国の経済情勢等を考慮の上、理事会で慎重なる審議がさらに行われるわけをございまして、一たん貸されました債権の管理につきましては、この債権自身が、相手国の政府に貸す場合あるいは政府以外の場合がございまして、政府以外の場合には政府の保証をとるということが通常の例となつておりますが、債権の管理を見ていくという部局もつくりまして、債権の管理に注意しておるということでございます。

○山崎(武)委員 アジ銀の通常資金の確保というのは一応五年ごとに見直しするようになっており、今回第二次増資で五年目に当たるわけですが、後発の開発途上国の多いアジア地域では、ほとんど贈与に近いような形の特別基金の需要が非常に多いと承つております。この基金というのはどういふような方法で調達しておるのか、お伺いいたします。

○藤岡政府委員 アジア開銀には通常の貸し付けに充てます資本金のほかに特別基金というのがございまして、借入人にとつて非常に有利な条件で貸しておるわけをございまして、年限が十年据え置きで四十年、金利はゼロで、手数料が一%ということになっております。したがって、債務の増大に困つております借入国をいたしましては、

○山崎(武)委員 今日わが国の財政事情は増税といふことを頭の中に入れなければやていけないといふ状態の中で、少しずつでも毎年援助額はふやしていかなければいけないといふ必要があるとすれば、国民に対するその必要性のPR、広報活動、これはもっと必要なのではないかと思ひますけれども、御所見をお伺ひいたします。

○三宅説明員 先生御指摘のとおり、経済協力が本当に日本の経済のためになるんだといふこと

で、特に無資源の日本といっていました。また資源を海外、開発途上国に多く依存している日本といっていました。経済協力が日本経済を伸ばす非常に重要な要素であるということにつきましているいろいろな形、たとえばテレビ、雑誌、それから講演その他ありとあらゆる機会に啓発活動を現

に行っていますが、確かにこの点ではまだ十分のきらいがありまして、今後とも啓発活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山崎(武)委員 ベトナム社会主義共和国がアジア銀に入っていますが、それが地位を承継された経緯はいかがなものであったか、お伺いいたします

○藤岡政府委員 昨年の七月二日に南北統一されたベトナム社会主義共和国が正式にアジア開発銀行

裁あての電報を出しまして、その中で、同国は南のトナムのアジア開銀における地位を承継するといふことを通知してまいったわけでございます。これに對しまして、アジア開銀の總裁から七月二十二日、同国のメンパーシップの問題に関する技術

的な面について検討中であり、早急に連絡するといふふうな返電をしたわけでございませう。その後九月一日までの間に、同国がアジア開銀に對して連絡経路、寄託所、総務、總務代理名の通知、そや南ベトナムの債權債務を承継する旨の通知を

行つてまいりました。これを受けてアジア開闢
いたしましては、九月二十三日の理事会でこの問
題を審議いたしまして、米國理事を除きます全理
事の賛同によつて、ベトナム社会主義共和國が一
十一年七月二日からアジア開闢の加盟国として
式に南ベトナムの加盟国の地位を承継するとい

ことが承認されたわけでございます。

○山崎(武)委員 一方アジアで一番大きい国は何といつても中国であります。アジ銀には中国は加盟していない。他方台湾は入っている。この辺のことについてどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○三宅説明員 確かに台湾は原加盟国としてアジア開銀に入っております。中国につきましては現在までのところ、中華人民共和国政府からは直接アジア開銀に対し加盟の意図がまだされておられません。確かに従来アジア開発銀行総会におきまして一部の代表が、中華人民共和国のアジア開銀への加盟が重要であるというような演説を行ったことはございますが、その本人の中国から特に何らの意思表示も行われておりませんし、本件については特に具体的に進展があるとは聞いておりません。

○山崎(武)委員 質問を終わります。

○小淵委員長 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 御苦労さまです。

午前中、政府委員を通して、アジ銀並びに日本政府の経済協力のあり方について先ほど来質問を進めてまいっておるわけでありますが、経済協力という問題は要するに政府の外交方針、つまり政府のとりまわす政治方針というのを全額であらわしたのが予算ということですね。そうしますと、政府の外交方針なり国際政策というものを全額で具体的にあらわしていくのが私は経済協力の具体的なあらわれ方だ、こう思うのです。その意味で、日本がいま非常に大きな転換点にありますことは言うまでもありません。そこで、細かい議論は政府委員を通してやりまいたけれども、私は対外経済協力関係会議のきわめて重要な立場にあります大蔵大臣に基本的な姿勢を問ひたい、こういうことで特に大臣の出席をお願いしたわけですね。参議院における予算委員会との合間を縫っての大変非人間的なことでありますことについてはまことに済まないと思ひますけれども、しかし、先ほど申しましたような大事な点でござい

で、あしからずひとつお願いしたいと思うのです。

先ほど山崎委員からも質問あったわけでありますが、日本の政府の開発援助というのが四十九年は〇・二五、それが五十年は〇・二三、五十一年の実績見込みは〇・二二だと思ひますね。そういうふうな年々下がっておるわけですね。そうしますと、日本政府はこの海外援助について中期計画をどう考へておるのか。その中期計画の目標は〇・三六、こう聞いておるわけですが、それにどのようにつけていこうとおるのか。その場合に、国際機関を通してのあり方とあるいは二国間の直接のあり方の比率といひますか、割合、そういうものについてまず大臣の方から基本姿勢を述べていただいて、あと政府委員の方から具体的な御説明をお願いしたい、こう思ひます。

○坊間務大臣 お説のとおり、日本経済がこれから世界経済の一環として成長していくためには、ただ日本の国の国内経済というののだけを考えておつてはいけません。これはどういたしまして。も諸外国、特に発展途上国に日本は相当の力を入れていって、そして先進国と手をなぐことはもちろんのことでございますけれども、いわば処女地といひますか、そういったような国と手をつないで協調していくということが今日一番大事なことでおとす思います。そういったような環境にありながら、いまおっしゃられたように、対外援助の金額と申しますか、その規模が年々減つていっておるといふことはまことに憂ふべきことだと私は考へます。さういふ意味におきまして、私も、何といたしましてもしやうな趨勢はこれを改めまして、全力を挙げて日本のかゝる限りの力をそこに注いでいかなければならないと思ひますけれども、これらの手段、方法につきましては、係の局長からお答えさせます。

○三宅説明員 いま大臣の方から御答弁がございましたが、確かに援助自体は今後ともふやしてまいらなければいかぬ。その手段としてそれではどういふような方法がよいのか。諸外国の中でも中期的

なプランを内々持っている国、その持ち方、いろいろと格差がございします。日本の場合もやはり何らかの形の計画を内々持たなければいけないかといふような認識が次第に高まりつつあることも事実でございますが、ただ、具体的にどういふような基準でどういふような形のものかといふことにつきましては、いろいろと慎重に検討しなくちゃならぬということで、全体を含めましてこの問題については政府部内で検討をしつてございします。

○川崎(寛)委員 そうしますと、いま大臣からも基本姿勢の御答弁がございましたけれども、ヨーロッパの先進国といふかそういう国々は、ドイツもフランスもオランダなども世界不況の中で〇・三三というのを〇・三六に上げていっているのです。そういう中でスリーエジンソンだと言つて思ひ上がつておる日本の姿勢というのは、私は大変間違ひだと思つておるのです。そしてやはり日本は二国間で行こうとする。二国間で行こうとするとは、直接影響力を及ぼしたいという考へ方があると思ひます。現に賠償といふのは五五年にビルマ賠償から始まりまして、この賠償を通して日本の重機械の輸出といふのは非常にふえたのです。しかし、その非常にふえたことを、ではハノイとか北京はどう見ておるかといひますと、ちょうど私、行つていろいろ議論もしましたが、それはベトナム戦争のさなかでありましたから、それだけに神経質でもありましたが、日本は賠償を通してそれぞれの国への経済進出をやつた、こういう非難といふか分析をしておるわけですね。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕
そのことが日本との戦後の処理にいろいろと困難な、原則論のやりとりといふのがあるその背景には、やはりそうした賠償を通して日本が経済進出していった。それが一巡をして六五年からは、今度は田借款、こういうことで伸ばそうとしてきておるわけですね。でありますから、そういう姿勢といふのはやはりいまここで根本的に検討し直さなくちゃいけない、こう思ひます。

だから、経済協力の基本を考えます場合に人権問題であるとか、たとえば韓国に対する援助といふのが非民主的な政権のサポートになつておる。そのことはアメリカのカーター政権はそれを反省してきておるわけですね。ところが、日本政府の場合には依然としてその反省がない。反共という立場で依然としてそれをやるうとしておる。私はそういうあり方ではもういけないんじゃないかと思つておる。たとえばベトナムの復興の問題にしましても、スウェーデン等は決して目的を明示したもののじゃない包括的な援助を、これはもうベトナム戦争のさなかからやっておるわけですね。だからそうした姿勢といふものを日本も、本当にアジアの日本として、アジアの唯一の先進国として進めたいためには、そういう姿勢の根本的な再検討が必要ではないか、こういうふうには思ひます。

そのためには、先ほど山崎委員の質問に対してもある程度の答弁もありましたけれども、二国間で影響力を及ぼさうという、余りそれは前面に出ない方がいいんじゃないか。プロジェクトによつてはまたいろいろありますけれども、そうした点を私は基本的に検討すべきではないか、こう思ひます。でありますから、その点についての大臣の基本的な考へ方といふもの、平和共存といふものを大前提にして、反共のブロックをつくるんじゃない、ブロックへの援助はやらない、そうではなくて平和共存の方向に持っていくんだという基本的な姿勢が伺えるかどうか、伺いたいと思ひます。

○坊間務大臣 お説のとおり、日本が戦後、賠償を通じて発展途上国に對していろいろな仕事をしつていくことによつて協力をしたといふことは、私も、言うような経過をたどつたといふことはよく承知しております。ところが、いまや賠償はほとんど完了いたしました。その援助が、賠償が完了したといふようなことも一つの契機として少なくなつてきておるのではないかと思ひます。が、こういうような事態が一変してまいりましたならば、それはもうやり方といふものを転換して

いかなければならない、経済協力をするに当たりましては、これを要するに当たります。これは、これもそういふ必要が大いにあらうと思ひます。そういつたようなことをやるに際しまして、もちろん経済の提携というものは必要でございますが、ただ、お互いの人権とか、そういうふうな、これはもう別でございます。やはりお互い人間でございますから、感情とかしきたりとか、あるいはそういうふうなものを考えていかなければ、それだけでもつてやるわけではございませんけれども、もう人間でございますから、こちらの気持ち、向こうさんの感情といふことも、そこに融和を図っていくことも、これも一つの大事なファクターじゃないか、かように考えます。

○川崎(寛)委員 これは事務当局にお尋ねします。台湾地域というのがアジ銀に入っていますね。それで、アジ銀の台湾地域というのは、民間代表が来ているのですか、それともいわゆる台北政府と称するものの代表が来ているのですか。そして、台湾地域というのは、やはり国連機関からは大体整理されてきているわけですね。そうすると、国連機関の中でこういう台湾地域という形で入ってきているところはどこにあるのか。私は、これはやはり整理していかなければいかなと思ふのですが、いかがですか。

○藤岡政府委員 後で外務省の方から直接いだけると思ひますが、台湾は十年前でございますが、当初からのアジア開銀加盟国でございます。いまもそのまま残っております。台湾を代表するのは中央銀行総裁が総務ということになっております。

○川崎(寛)委員 そうすると、アジ銀というのは要するに政府代表じゃないわけですね。入っているのは民間ですね。そういうことで台湾地域というあれになっているのですか。加盟国と出資金と拠出金と、こういうのがあつたわけでしょう。これは各国になつておるわけですね。そうすると、台湾地域という、ほかにこんなのがありますか。

○三宅説明員 それ以外の機関につきましてそう

いうところがあるか、ちょっともう一度検討いたしましてお答えいたしますが、われわれ聞いておりますのは、台湾というのはIMF、世銀ということが一番典型的な例かと思つております。

それから第一の質問でございますが、日本からどう見るかという問題と、台湾がどういう資格の人を台湾として出しているかという話は別でございますが、台湾政府としては、別に民間の人ではない、台湾から見た政府の職員が出ておると私は聞いております。

○川崎(寛)委員 朝鮮民主主義人民共和国は、これはいまみずから入ろうとしていない、まだ意思表示がないわけですが、いずれ入る時期をどういうふうに入らうかと思ふのですが、日本政府としてどういふふうに入らうかと思ふか。

○三宅説明員 これは、確かにWHOという専門機関に加盟したのでアジ銀に入る資格は持っております。しかしながら、現在までのところ、そういう希望があるかどうかということにつきましてはわれわれは承知しておりません。したがって、希望があるという話は聞いておりません。

○川崎(寛)委員 最後に、大臣、これはわからぬかも知れませんが、実は国際学友会という外国の留学生を入れている会館がありますね。これは私費の学生が多いのです。現在は百五十人ほどと聞いておりますが、もう一方、文部省の方の所管のものには日本国際教育協会というのがあるのです。こつちは大蔵省は大変予算を出しているのです。これには約五億一千万、こつちは出そうとしていふのです。ところが、この国際学友会の方には大蔵省は二億しか出してない。人数は国際学友会の方が多いと思ふのです。しかし、これは私費が主なんです。ところが、文部省の方のものは国費が多いのです。国費で呼んでいるもの。私は、先ほど人権問題とか民主主義という問題を言いましたが、いまアジアは強権政治が多いのです。これは韓国にしてもタイにしてもあるいはシンガポールにしても、いま大変問題が

あると私は思つていふのです。あるいはインドネシアだつて五月の総選挙でどうなるかわからぬ。軍事政権が多いのです。だから、向こうの政府が送ってきた学生が必ずしもいい——つまり日本が本当にアジアの国々と友好関係を結んでいくためには、そういう私費で来ている学生諸君というのにもっと温かいめんどろを日本としてはすべきだ。これまで、昭和十年以来ですか、各国から約一万一千人の留学生が日本に来て、そこで勉強してそれぞれ散つていけるわけですね。東南アジアの国々で、大臣もおれば学校の総長もおるわけですね。国費で来ておる者だけを大事にするような姿勢といふのは間違ひだ、私はこう思ひます。この国際学友会が三月三十一日で閉鎖、こういうことによつてありましたが、労使間の交渉でいま六月まで延びておるようです。ですから、外務省とよく話し合つて、この問題については、この国際学友会が存続できるように、そして、むしろ大蔵省としてはこういう方面に——数千万の海外経済の協力をやっておるわけでしょう、その中で二億だ、三億だといふことを考へておる。しかし、人間は非常に長い大きな歴史をつくっていくわけですね。そういう意味においては、この国際学友会に対して大蔵大臣としては検討するといふことをひとつ考へていただく、閉鎖だなどといふことじゃなくて、前向きに進める、こういうふうにお考へにならぬいかどうか何かいと思ひます。

○坊間務大臣 御推測のとおり、私はそのことについては存じ上げていない。きょう、夜は御質問がある、こういうことでございましたが、いま予算委員会におきまして、御推測のとおり、私は存じ上げておりませんけれども、そういう問題につきましては、事実、私もこれから勉強しまして、大いに検討して、そしてしかるべき処置に出たい、かように考へております。

○川崎(寛)委員 終わります。

○小泉委員長代理 宮地正介君。

○宮地委員 大蔵大臣、昼食の時間、大変御苦勞さまでございます。時間がありませんので簡単に

質問したいと思ひます。

まず第一に、日米首脳会談によりまして、アジアに対する日本の政治的、経済的役割、責務といふものが大変増大した、私たちはそういうような結果を受けとめられるわけでございますが、特にDACの目標でございます。GNP一%に對して、石油ショック以来日本の経済援助、こういうものが大変にダウソフしてきているわけでございます。西ドイツやアメリカなどにおいては景氣の変動に關係なく経済援助に對しては中期的な財政の計画を立てて、安定的な経済協力の拡充に寄与しているわけでありまして、わが国としてもそういうような新しい段階に入つてきたのではないかと、こう思ふわけでございますが、大臣として積極的に取り組んでいくという考へがあるかどうか伺ひたいと思ひます。

○坊間務大臣 お答え申し上げます。先立ちまして、大変私の一身のことをご配慮していただきありがとうございます。これだけ御熱心に審議をしていただいております。大蔵大臣といたしましては、星野さんといふことにはこだわつておりません。私はありがたく出させていたでいることをひとつお察し願ひたいと思ひます。

いまお説のとおり、私先ほども申し上げましたけれども、日本の國の對外協力というものが、石油ショックといふこともございまして、落ちても、いろいろな面におきましてだんだん落ちてきておるといふようなこの趨勢は、これは改めなければならぬ。そのためにはいろいろな方法を考へまして、そして前向きに鋭意努力をしていきたい、かように考へております。

○宮地委員 要するに中期的な財政の計画を、イギリスなどは国内の経済環境が非常に悪いにかかわらずそういう計画を立てて、着実に先進國としての責務を果たさうといふ熱意があるわけですね。わが国もそろそろこういうような計画を立てて、やはり着実に世界経済の中における私たち日本の役割、責務というものを示していかなければならない。そういう意味で中期的な財政計画をつくる

意思、考えがあるかないかも一度伺いたいと思ひます。

○藤岡政府委員 御指摘のように日本のODAはGNPに比ばましても、他の先進諸国に見劣りしておるわけでございます。私どももいたしましては、これをなるべく早い機会に先進国の平均のところまで持っていきたいと思つてゐるわけでございます。ただ何年計画でどうやって持つていくかということにつきましては、いろいろ財政事情もございまして、国内におきましても、一例を挙げますればたとえば福祉についてそういう年次計画ができていないとかそういうこともございまして、びったりと金額でいつになれば何億あるいは何%だと言ふことはむづかしいと思ひます。しかしその目標に向かってできるだけ努力をしていくということ、この際私どものとるべき道じやないかと思つております。

○宮地委員 そこでいま一番問題になっておりますのは、世界経済の景気の停滞の中にありまして、発展途上国における国際収支の悪化に伴ういわゆる累積債務の問題であらうと思ひます。この問題については近く閣僚会議の開催が予定されております国際経済協力会議では、特に発展途上国から累積債務の一括処理というものを先進国に強く迫るのではないかと、こういう様相になってきてゐるわけでございますが、わが国としてこの発展途上国の累積債務の問題について今後どのように取り組んでいくかであるか伺いたいと思ひます。

○坊岡務大臣 債務の累積によって危機に陥つておるといふような国からわが国に対して何らかの御要請があるならば、他の先進国とも相談をいたしまして、適宜それに対応していく措置を考えていきたい、かように考えております。

○宮地委員 特にこの発展途上国におきます累積債務の対応策として、最近IMFなどにおきましては新しい融資制度というものを検討されていると言われております。また各国中央銀行の集まりであります国際決済銀行におきましても、この累

積債務には積極的に取り組んでいく、こういうことが言われてゐるわけでございます。特に世界銀行の調査によりますと、七四年末には債務残高が一千五百十四億ドルになっておる。試算によつても今日現在では約二千億ドルになってゐると言われているわけでありまして、こういうような非常な重大問題に發展してきてゐるわけでございます。特にその半分以上は先進国の市中銀行で借り入れとして取り扱われている。特に最近こういうような状況で、大変に残念ながら危険な国というふうなところについては世銀やあるいはアジア開発銀行などの国際金融機関による肩がわりというものが国際世論として上つてきてゐるわけでございますが、アジアの問題として今後どのようにこれに対処していくかとされるか伺いたいと思ひます。

○藤岡政府委員 開発途上国の債務が次第に累積してまいりまして、これを何とか救わなければいけない。ことに、その際、借金のうちかなりの部分民間の金融機関から貸し出されてゐるものがあるわけでございます。これに対しましては民間金融機関だけでは処理し切れないので、IMF、世銀、アジア開発等の公的機関あるいは国際機関がもっと大きな役割りを果たすべきではないかという議論があるのは御指摘のとおりでございます。現にIMFにおきまして、産油国等から資金を集めまして債務累積に困つております国に貸し出しをふやしたいという案がいで出ておりますし、ただいま御審議になっておりますアジア開発その他につきましても、資金を拡充してこれにこたえようという動きはあるわけでございます。

ただ、私どもこれを全体的に考えてみますと、なるほど民間金融機関だけでは任せておけませんけれども、何十億、何百億ドルという膨大な資金を全部公的機関あるいは国際機関で賄うということとはできません。むしろ民間の金融機関が安心して融資を続行できるようにすることが非常に大事じやないかと思ひます。量的に言ひましても、民間金融機関の、民間市場を通じます資金の還流と

いうものは非常に大きなウェートを占めておりますので、民間金融機関が手を引くということになります。それが大変なことになるわけでございます。したがって、いまは量の問題もございしますが、貸し出しをいたしますときに、相手国の債務がさらに累積をしないように、赤字がさらに拡大することがないように、よくその再建計画を見ながら融資を行う。それを見ましても他の公的チャネルあるいは民間の金融機関が安心してその融資を継続するということが大事であるかと思ひます。

もう一つは、こういった債務累積にこたえる道といたしましては、短いあるいは金利の高い資金では不十分でございますので、世銀とかアジア開発とかそういうもの、なかなか第二世銀あるいはアジア開発の特別基金といった非常に長期で低利な資金を拡充してやるということが非常に大事じやないかと思つております。

○宮地委員 特に日米首脳会談以後ASEANの外交というものが非常に重要になってきております。特にASEAN精神のシンボルと言われている工業化のプロジェクトに対するわが国からの資金援助には、大きな期待が込められてゐることも言われてゐます。すでに尿素肥料などのプラントについてはインドネシアとか、あるいは過燐酸肥料プラントについてはフィリピンなど、あるいはディーゼルエンジンについてはシンガポールといったように、ASEANあたりではすでに各国が割り振りをやっておる。これらに対する資金援助については非常に期待をしてゐる。一方で最近のマニラにおけるASEAN外相会議においては、福田総理の招請問題については、マレーシアあるいはタイが強い難色を示した。あるいはこのマニラ会議を機会にあつたマラッカ海峡の問題について大型タンカーの通航を規制するという三國協定が調印された。こういう点で非常に大きな絡み合ひを持つてゐるわけでありまして、そういう意味合ひにおきまして、特にいま申し上げましたASEANにおける工業化プロジェクトに対する資金援助

助に対して、そろそろ思い切つた対応策を検討する時期に來てゐるのではないかと、こう思ひますが、大臣としてその決意、こういうものについて伺いたい、こういうふうに思ひます。

○坊岡務大臣 お説のように持つていかなければならぬと思つております。

○宮地委員 事務的にもうちょっと詳しく答弁を願ひます。

○三宅説明員 先生御指摘のとおり、ASEANプロジェクトにつきましては、すでに先方から五つのプロジェクトについて資金援助をしてほしいという要請が少しく参つておりますが、何分まだファイビリティがASEANの中でも確認されてない、現在検討中でございます。われわれとしては、積極的に経済協力をやつてまいつておりますし、また一次産品問題につきましても、これまで積極的に輸入の増大その他を圖つてまいつたわけですが、結局ASEANの中で十分意見調整して、本当に日本に頼みたい、しかもどういう形の、どういう頼み方をしたいのかという具体的な結論にまだ達してない。したがって、具体的な要請をASEAN全体として日本に要請した場合には、日本としてできるだけ真剣に検討しようという段階にございます。

○宮地委員 終わります。

○小泉委員長代理 荒木宏君。

○荒木委員 大臣御苦労さまでございます。一言だけお尋ねしたいと思つてゐますが、近くアジア開発銀行のマニラ総会が開かれますが、大臣もしくは代理の方が日本代表として御出席かと思ひますが、そのときに表明されます態度あるいは演説基調、いろいろあるかと思つてゐますが、その中で、特に統一ベトナムを含むインドチャイナ三國に対する復興融資の推進について基本的なお考えを伺いたいと思ひます。

と言ひますのは、昨年の年次総会では、御承知のようにこの問題が論議をされました。西ドイツ、フランス、オランダ、フィンランド、スウェ

ーデン、オーストリア、アジアではオーストラリア、こういった国々がその推進を強調したと報ぜられておりますが、残念ながら、日本代表はそのことに触れないままで終わった。特にアジア開発銀行の中におけるわが国の占める立場、地位から見まして非常に重要な点だと思ひます。本日の委員会でも同僚委員からその推進方について、熱心な御質疑がありました。こうした委員会の質疑を踏まえて、昨年の態度をこの点につき再検討されて、積極的に推進する方向で、ひとつ日本としての態度表明をされるというのを希望したいと思ひますが、大臣の方から御所見を伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○藤岡政府委員 実は今月の二十一日からマニラでアジア開発総会がございますが、そこで大臣がされます演説について、まだ大臣とお諮りしておりませんので、申し上げることはできないわけでございます。しかし、この地域に対しますアジア開発の融資政策につきましては、アジア開発の憲章、協定の中におきまして、政治的な考慮を私にずいぶん考へなければいけないということになっておりますので、私どもとしては、アジア開発の対象国でございますが、平等に扱わなければいけないと思ひますが、ただ、ベトナムの場合には、いささかとして、先ほども申し上げましたように、南北ベトナムが統一されて、アジア開発のメンバーに復するときに反対する理事がございましたけれども、日本の理事は賛成いたしております。ことに融資におきましては、戦災の復興というふうな特殊事情がございますので、私どもとしては、そういう特殊事情を考慮して融資が行われるべきではないかというふうな考へを持っております。ただし、演説につきましては、まだ案ができておりませんので、申し上げることはできないわけでありま。

○坊間務大臣 来たる二十一、二十二日にアジア開発銀行の総会があるという事は私も承っております。ただ、しかし私は、日本といひましては、アジア開発銀行の中においてはきわめて重要な

立場にあるということはよく承知しておりますが、何にいたしましても、国会で重要問題を御審議願つておる折からでございます。この前に福田総理が渡米をしたということで、国会に大変な御迷惑をかけたり何かしたということもございませうし、私は、それを決定したというふうなことは、まだ申し上げられないと思ひます。そういうふうなことで、国会の審議がもし許されるならば、そういうふうな状況にあるならば、もちろん私あるいは代理人が出席しなければならぬ、当然すべきだ、かように考へておりますが、そのところは、いま決定をしておるということではございません。

それで、なおいま事務局から申し上げますとおり、そこに臨んでどういったような演説をするか、意思を表明するかということについては、まだ何にも打ち合わせをしていないし、草案もまだ私は見ておりませんので、ここでこれについて申し上げることはとうてい相かなわぬ、できないというふうな事態にあるということ、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○荒木委員 終わりますが、一言だけ言っておきます。

私、委員会の審議を踏まえて御検討いただけぬか、こう言つたのでありまして、いまの御答弁は、ちょっとお疲れかと思ひますけれども、御出席かどうかということをお伺つたのではないのです。大臣もしくは代理の方が、こう伺つておりますので、ひとつ念のために申し上げておきたいと思ひます。

○小泉委員長代理 永原君。

○永原委員 簡単に伺ひたいします。今回の経済協力の一の方策として、私、具体的に目に映るのは、アジア開発への増資の問題、もう一つは、昨日衆議院で可決されました国際農業開発基金への拠出、この二つでございますけれども、アジア開発への増資は、提案理由の説明などを拝見しますと、四十一年以来すでに三十四億ドルに上る融資が行われれている。

〔小泉委員長代理退席、山下(元)委員長代理着席〕

この内訳をいろいろ調べてみますと、普通貸し付け、特別基金貸し付け、合わせて農業部門に対して七億九千万ドルの融資が行われております。すでに十年にわたるこういう投資が果たして大きな成果を上げてゐるのかと、疑問を持つわけですが、これも、今回さらに制定されます国際農業開発基金十億ドル、日本の拠出が五千五百万ドルになつてゐたと思ひますが、こういうような農業関係について非常に多くの金が流れるのは、世界の食糧情勢ということからして適切な施策であると思ひます。しかし、アジア開発と今度新しくできま

す農業開発基金との関連で、どちらに一体重点が置かれていくのか、そういう点についてまず一点伺つてみたいと思ひます。

○藤岡政府委員 アジア開発の増資に加えて、国際農業基金に対しまして五千五百万ドル日本は出資するわけでございます。この両者の関係でございますが、両方の機関の取り決めができません、具体的なことは申し上げられませんが、国際農業開発基金におきまして案件を揃ひまして、その実施をアジア開発あるいは世界銀行、いろいろあるうかと思ひますが、そういう国際金融機関に融資面を委託するというところかと思ひます。

○永原委員 それは実施の方法だと思ひますが、国の方針としていずれの方に重点が向けられていくだろうかということについて大臣に伺ひたいか

つただけです。

○藤岡政府委員 農業に対します日本の援助は、国際農業開発基金、それからアジア開発、それから世界銀行、第二世銀と非常に広がつております。それからまた、五十二年度の予算に新たに六十億ドル、日本が主体となりまして贈与ベースで東南アジアを中心とした食糧援助のため、の予算も用意しておるわけでございますので、日本の立場からそういったものを総合的に調整しながら援助をすることになると思ひます。また、その各国際機関の間におきましては現にやってお

ることでございますが、アジア開発とそれから世界銀行との連携とか、そういった関係もあるわけでございます。

○三宅説明員 ちょっと補足いたしますが、国際農業基金につきましては、これは農業分野で農業の生産増強、特に開発途上国の農業開発を推進しようという、いわば機能的な分野から農業の重要性を、絶対的にこの資金は不足している、農業増産、農業開発の必要性といふのはかねてからうたわれていた、そのために追加資金として今回出したものでございます。それから片やアジア開発銀行の方は、アジア地域の開発ということ、いわば地域的にこれを考へていく。したがいまし

て、双方相まちなして経済開発の達成を図るということでございます。現に農業基金の方にあります。地域機関と協力してこれを達成するようという規定がございます。

○永原委員 世界食糧会議で開発途上国が先進国の日本の食糧輸入について非常に批判をしてゐるやうに聞いております。そういうふうな中で、日本がこれにどう対処していくか、こういうことは政策的に非常に大きく考へなければならぬ面である、こう思ひますので、大臣に対する質問はこの程度で打ち切つておきます。

○山下(元)委員長代理 午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時五十三分休憩

午後一時三十分再開
○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。沢田君。
○沢田委員 最初に、直接アジア開発銀行には関係ありませんけれども、大蔵の委員としても見逃し得ない問題が提起をされておりますので、これは国税局の方にお聞きをしておきたいと思ふので

「脱税王のラク印晴れ」、こういうことで、史上最大の脱税王と言われたこの殖産住宅の二十九億二千二百万円、われわれの庶民の生活にいたしますとまさに雲の上の話のような数字の脱税が無罪になった。本人にしてみれば、それはまた価値高いものがあつたと思ひます。しかしいづれにしても、この二十九億二千二百万円、これは重加算税その他も入つておると思ひますが、そういうものが、無罪になつたということで、これは結果的には、年間の売買回数が検査当局では百四十五回だつたが、三十四回だつたということがまず第一点であります。それから二点、これは中曾根氏に頼まれて二十五億円を、総裁選挙に必要であるからその金を都合するために買ったものであつて、本人の所得としなかつた、こういうことで無罪となつたというわけでありまして、この内容は大体そのように大まかに理解していいのかどうか。当面する国税の担当としてはどう理解しておられるのか、その一点についてお伺いをいたしたいと思います。

○系政府委員 本件は、東郷民安が昭和四十七年に殖産住宅相互株式会社ほかの約二千二百万株の株式を百四十五回にわたりまして売買したことに由る所得が申告されていない点につきまして、所得脱税犯として刑事訴追をされたものであるわけでございますが、きのうの一審判決では、これらの取引のうち本人に帰属する取引の回数は三十四回にすぎない、したがひまして、営利を目的とする継続的売買には当たらないからこれによる利益は非課税所得であるという点で、無罪の判決が下されたというふうに聞いていますわけでございますが、その詳細の判決の内容につきましては私もまだ十分に聞いていないわけでございます。したがひまして、いま御指摘の内容に尽きるのか、あるいはそのほかにもあるのかどうかという点につきましてはまだ十分中身を見ていないわけでございます。

○沢田委員 国税としては、判決文はいざ知らず、もし判決文で、控訴するかどうか、これはまた別として、もしこれが正しいと仮定をした場合にこの残りの二十九億、これかけておりますが、この所得はどこへ行つたかということに判断されているわけですか。結局だれかのところへ所得されたということになるわけですね。会社のためにやつたということですから、社の所得ということになります。法人の方の税で課税することになるので、今度法人的にも、これは中曾根さんの方にやつたかやらないか知りませんが、政治献金の取り扱ひで行うということになるのですか。それとも、あるいはこれは本人の所得でないとなればだれの所得にするかということになるのですか。これは一応仮定の問題になりますけれども、控訴をするということであればこれはこのままの係属ということになります。その四つのうちのどれをお考えになつておられるか、お伺ひしたいと思います。

○系政府委員 私ども、一般に査察調査に着手した場合におきましては、国税犯則取締法の定める手続に従ひまして鋭意実態を解明いたしまして、刑事立証に必要な証拠収集を行つた上で、しかも個々の事案ごとに検査当局と十分協議をして告発の要否を決定しているわけでございます。本件の調査につきましては万全を尽くしたという確信を持つていたわけでありまして、まだ判決内容を詳しくは検討しておりませんけれども、国税当局にとりまして今回の判決は全く意外な感じを持つておられるわけでありまして、それでは本件につきまして控訴するかどうかという点につきましては、これは検査当局の専属の権限に属する事項でございます。私もこの段階でいろいろ意見を述べるといふことは差し控えたいと思ひます。さういふ判決がおりたばかりでありまして、まだ裁判所に係属している刑事事件でございますので、それがどのようなことになった場合にはどのようなことになったかということを立ち入つて御説明を申し上げる、見解を述べるといふことは、差し控えさせていただきますかと思ひます。

○沢田委員 この問題ばかりにかかつてはいいないのですけれども、とにかく差し控えて、差し控えると言つて、大蔵委員会でも差し控えてどこで言える場合があるのですか。大体国民に釈明をしたり国民に問題を解明していくという場所はない場所以外にないんじゃないですか。どう思ひますか。

○系政府委員 御指摘でございますけれども、きのうの判決がおりたばかりでございます。まだ裁判所に係属している事件である、その性格上、いろいろ先生の方からこういう場合にはどうなんだといったようなお話でございます。たゞ、裁判の最終的な決着がまだ見通しがついてないという段階でございますので、この段階において、もしもこれが個人に帰属しなかつたということになつた場合はどうなるかといったような、あるいはまた判決の理由に挙げられていた個々のケースにこれが該当した場合に税務上どう処理するのか、そういったことにつきまして、もう一つはつきりした事象で答弁をさせていただきますかというわけでございます。

○沢田委員 私の質問の仕方が悪かつたのかもしれないが、ではこれは控訴する自信はない、こういうことですか。イエスカノーで答えてください。

○系政府委員 私の説明が少しずいぶんおかしいかもしれませんが、控訴するかどうかは、さつき申し上げましたように検査庁が決めるわけでございます。私もこの公の席上で国税局の意見を申し上げることは筋が違ふんじゃないか、こういうことでございます。

○沢田委員 国税庁としての不平等あるいは脱税という点に対する認識としてはどうとらえているかという立場でいま聞いていますわけですから、控訴するかどうかは検査庁で行うのでしう、しかし国税庁としては、これはあくまでも脱税である、こういう信念に基づいておられるのかどうかを、結論だけをいま聞いていますわけです。イエスカノーで答えてください。

○系政府委員 これは最初に申し上げましたように、この事案の調査に当たりましては確信を持って調査をしたわけでありまして、その確信に基づいて告発をしたわけでありまして、したがひまして、きのうの判決には私もまだまことに意外に感じておられることとございまして、この辺のこととてひとつ御了解を賜りたいと思ひます。

○沢田委員 次に入りますが、アジア開発銀行の前総裁が、いま現在山一証券の顧問をやられておられるようですが、「貯蓄時報」という日本銀行から出ている本にいろいろ長いこと書いておられます。アジア開発銀行の思ひ出についていろいろ問題があるんだということを書いてあります。その中で、「日本人とユダヤ人」という本があつたが、ああいう印象が非常に強い。これが日本についてのアジア開発銀行を扱つていたときの非常に大きな印象として受けておられた、こういうことと聞いています。私たちがいろいろな、各方面から聞いている範囲内においては排日感情——日本は一生懸命にこれからはGNP対比〇・三六までふやしていこうということを考えていくわけでありまして、なぜこういう一生懸命に考えていく反面一方ではどんどん起つてくる排日感情、これはどこに原因があると思はれておられるのか、その点に対する見解を承りたいと思ひます。

○枝村説明員 一言に排日感情と申ししましてもいろいろな原因があるかと思ひます。長年こういう島国で住んでまいりまして、国際的な経験が少なくとか、そういうこともございまして、また言語上の障害もあるということであらうかと思ひます。ございまして、たとえば観光客のビヘービアであるとか、あるいは一時期非常に海外投資というものが進みまして、それに伴う企業がいける目立つというところがございます。現地の誤解とかその他のいろいろあるようございまして、そういうところから原因ではなからうかと思ひます。そういつたところから原因ではなからうかと思ひます。そういつたところから原因ではなからうかと思ひます。

では、官民一致いたしました、そういった原因に
対して適当な措置をとるよう努力をしておる、
こういうことだろうと思ひます。

○沢田委員 私がいま聞いているのは、原因がど
うかということと聞いたのですが、原因の掘り下
げ方がきわめて甘いと言わざるを得ないのだと思
うのであります。要するに、エコノミックアニマル
と言われております、イエロージャップといわれ
るべつ視的な言葉で言われているいまの現状、あ
るいは商社の山賊商法と言われている、あるいは
汚職と腐敗、そういうものと収奪、ナショナル的
なものに対する反発、そういうようなものが総合
的に起きているのだと思ふのであります。その点
については、抽象的な言葉であります、その原
因の除去についてはどういう対策を講ぜられよう
としておられるのか。私の見解と違ふのかもわか
りませんけれども、要するに排日感情をどうやっ
て除いていこうとなさっておられるのか、その点
についてお伺いをいたします。

○枝村説明員 先生御指摘のように、こういった
感情といふものはいろいろな原因から生じてくるわ
けでございます、中には長期的な対策を要する
ものもございますので、短期的にどうということ
が申せないところもあるかと思ふのであります
けれども、先ほど御指摘のような企業の摩擦の問
題といふようなことにつきましては、たとえば在
外企業協会といふふうなものをつくって、そうい
った摩擦の除去のためにいろいろ努力をする、あ
るいは発展途上国に対する投資行動の指針とい
ふふうなものを政府と協力しながら財界がつく
って、これにのっとって事を進めていく、あるいは
在外企業の各社が現地社会との融合あるいは現地
社会の福祉その他に対する貢献といふようなこと
を、寄付その他の行為を通じてやっていくとか、
当面そういうきめの細かい対策を進めていくとい
うことであらうかと思ふわけでございます。ある
いは、さらに大きく申しますれば、御指摘のよう
なエコノミックアニマルといふふうな、もっぱら
経済のみに関心があるというイメージを除去して

いきますために、文化交流でありますとかそうい
った面での努力も必要であらうかと思ふわけで
ございます。

○沢田委員 そういうふうに通うだけではこれは
何にもならないのであります、この点どうい
うふうに行なうべきかといふものがあるのか。ただ考
えているだけではこれは話にならない。これから予
算を組んでふやしていくのですから、ふやしてい
って、それから効果があらわれるのかどうかとい
うことをいま聞いているわけですし、ふやせば
やすほど排日感情が起きていくわけですから、そ
れに対する対策は考えているだけでは話になら
ない。では具体的にどうそれを鎮火させるかは親
日感情といふものがどう生まれていくか、そう
いふ具体的な対策については、何かお持ちにな
らないのですか。

○枝村説明員 これは、一方では政府開発援助に
対する一層の増加という期待もあるわけござい
まして、そういった期待にこたえていくこと自身
も、そういった排日感情が起これ得るということ
に対する一つの対策といひますか、回答になら
うかと思ふわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、そ
ういったことだけでなくてやはり在外企業の指導
でありますとか、観光客に対する注意の喚起であ
りますとか、あるいは文化面でも、特に日本の投
資活動あるいは観光客の赴く先として重要であ
ります東南アジアといふようなところに、何か重
点的な施策を考えていくことを現在検討中とい
うことでございます。

○三宅説明員 補足説明いたしますが、経済協力
分野におきましては、一つは文化無償という形で
文化面での無償、それから経済協力の無償援助と
いう形で、決してエコノミックアニマルではな
しに無償で相手の学校を建て、病院を建てるとい
うようなこと。それから政府開発援助でも非常に有
利な条件のものを与え、または技術協力で海外青
年協力隊を送るなど、要するに経済的な投資活動
とか利益を求める活動以外の分野におきまして、

政府として本当に援助を受け取る側の国民のため
になる、そういう援助をやることによりまして対
日イメージなり排日感情といふものをやわらげる
といふことで、毎年援助の増加も図ってまい
たわけでございます。

○沢田委員 次に、海外援助のあり方、手続、認
可という点についてちょっとお伺いいたします
が、いわゆる海外援助のいまの問題と関連をいた
しますけれども、海外援助のいろいろ二国間協
定あるいはアジア開発銀行あるいは輸銀関係、あ
るいは政府直接の援助といふものもあるでし
う。そういう場合の援助のあり方、手続、認可に
ついては、それぞれケース・バイ・ケースいろ
ろあると思ひます。たくさんな国がありますか
ら、ここではインドネシア関係だけに限定をして
やっていますかと思ひます。とりあえず
石油開発公団に七百四十八億円、この中には探
鉱も含まれておりますが、大体その程度予算が組
まれている。それから、あるいは石炭石油対策特別
計の出資金として五百四十五億、こういうものは
具体的に大体どこに出しているのか。時間が長
くかかりそうでしたら、これは後で書類を出
していただきたいし、概略の説明をいただきた
い。なお、成功払いの取り扱いについてはどう
いうものに成功払いを扱っているのか、その点に
ついては関係からお伺いをいたしたいと思ひます。

○箕輪説明員 石油開発公団が主として海外にお
きまして、石油の探鉱活動、開発活動いたしま
す。場合によつて投資をいたします。これは、全体的に申
しますとプロジェクトの数がかなり多いございま
すが、インドネシアに限って申しますと、これま
でインドネシアで石油開発を行つております企業
に石油開発公団が投資いたしました企業は一社
でございます。

成功払いといふことを仰せられました、原則
といたしまして石油開発公団が投資いたしました
場合に、失敗に終わった場合にはその企業が返
済しなくてよろしいという規定はございます。
さらに詳細に必要でございますならば、後日資

料としてお届けしたいと存じます。

○沢田委員 結局、そこで失敗に終わった場合は
返済に及ばずといふので、この失敗になる場合と
資金を融資する手続を認可する場合との問題に
なるわけでありまして、その間に今日のいろいろ
な問題が発生する原因もなかり、こういうこ
ともあるわけでありまして、カナダに起こった安
宅産業の失敗、NRCというふうな会社の場合
は、これはどういふように該当するのです
か。その該当の場合についてだけひとつお答えを
いただきたいと思います。もしなんだった
後にして次にいきます。後で答えてください。
インドネシア関係だけという限定をしましたか
ら、急にカナダに行つたので戸惑つたのではない
かと思ふのでありますが、三月三十日のある新聞
に「ブルタミナ前総裁の疑惑」といふことで記事
が出ておりました。この中に、ストウ前総裁が結
局逮捕されて、それでストモ次長といふのが側近
であつた。このストモさんといふ人はブルタミ
ナの前外国契約部長であつた。しかもニザルとい
う人が財務部特別顧問であつた。この人は日本では
合弁会社としてフアイー・スト・オイル・トレ
ディング会社に所属していた。こういうことにつ
いては御存じだと思ひますが、この報道のとおり
なんですか。

○枝村説明員 ただいま御指摘の中で、ストモと
いう人が昭和四十四年からことしの三月十八日ま
でフアイー・スト・オイル・トレディングの非
常取締役といふ資格を持っていたといふことは
事実のようでございます。このフアイー・スト・
オイル・トレディングはブルタミナが五〇％の
出資をしておりまして、原油をブルタミナから日
本に輸入するといふ性格の会社でございますの
で、ブルタミナ側の代表として加わつていたとい
うふうには承知いたしております。

○沢田委員 ますます明らかになつてきたよう
ですが、会計検査院の方にお伺いをいたしますが、
このブルタミナ石油問題に關して、輸銀の方で金
を出す場合にはジルコといふ会社に金を通してブ

ルタミナ石油の開発を行った。それにはたゞさんの会社があるけれども、その中にはフアイースト・オイル・トレーディング会社が資本の出資会社になっていた。しかも、そのシルコという会社を会計検査院が検査をしようと思つたら断られた、こういうふうについて事実かどうかをお伺いしたいと思ひます。また、経緯があつたならば付言していただきたいと思います。

○東島会計検査院説明員 L N G の融資というのは約十一億ドルという多額の融資でございますので、われわれも非常に関心を持ちまして検査しておりました。輸銀からの融資はすべてこのシルコを通してルタミナにいつてゐるわけでございまして、われわれもその資金の流れということでは非常に関心を持っておりまして、私も会計検査院法の権限から申しまして、政府出資でもないシルコに対しては検査の権限は及ばなくて、何とか帳簿を見せていただきたいということで協力を求めましたが、輸銀の検査の際にシルコの担当者の方から来てその辺の事情を説明されたという程度で、われわれとしての本格的な検査はできなかったという事情でございます。

○沢田委員 そこで、若干言葉が残つてゐるのですが、いま明らかにしたフアイースト・オイル・トレーディングは、その出資された会社の一部に入つてゐるという事実についてはどうですか。

○東島会計検査院説明員 先生おっしゃるとおり、フアイースト・オイル・トレーディングという会社は、シルコへ約二〇%の出資比率で参加しております。

○沢田委員 それで、このフアイースト・オイル・トレーディングは、取締役は四名と五名との合併会社で、インドネシアとつゞつてゐるわけですが、その代表取締役は東澄夫さん、日本人は松根宗一、高橋健二、木村富雄、中村長春、もう一人います、多田弥太郎という人です。通産省の方、名前に記憶のある方おられますか。

○箕輪説明員 いま御指摘のフアイーストの役員のうち、私はこの人たちは存じ上げない方が多いのですが、取締役の中で社長は通産省の先輩であると承知しております。

○沢田委員 東澄夫さんは、物価庁、金属、動力各課長、それから愛知県の経済部長、通産大臣官房厚生課長、公益事業局の公益事業課長、それから四国通産局長、公益事業局長、札幌通産局長、それから多田弥太郎さんは、通産大臣の官房審議官をやつてたんですよ。こうやって見ますると、あなたの先輩なんだ。そしてこの会社を見ると、結果的にシルコには日本の政府が金を出して、それにフアイースト・オイル・トレーディングが参加をしておつてそして今度はルタミナ石油は放漫経営でいろいろ問題が起きて、ウストモ、ニザルも逮捕されるという現状になって、ストウも十億円程度の不当所得を得て逃げ歩いてゐる。逮捕された、こういう状況の中で、今度はその石油を一手に受け入れるのがフアイースト・オイル・トレーディングである、こういう關係になつておるといふことは否定できますか。

○箕輪説明員 ただいまインドネシアから日本に對します油の引き取りについてお尋ねがあつたと思ひますが、御参考までに申し上げておきます。現在、インドネシアから、つまりインドネシアの国営会社であるブルタミナあるいはそのほかのソースからわが国に原油を輸入しております日本側の引き取り手と申しますのは数社でございます。量的に申ししても、このオイルはカルテックスから入れてきておるのが一番多いわけでございまして、いま御指摘のフアイースト・オイルのほかに三社、日本の石油会社がございます。したがひまして、ブルタミナから油を引いてきております会社はフアイーストのみではないということに申し上げます。

それから、御参考までに申し上げておきますが、フアイースト・オイル・トレーディングと申します会社は、ブルタミナの日本におきましてソールエージェンツ的な会社であるというふうに承

知しております。先ほど御指摘のシルコという会社に對しまして、フアイーストが出資をいたしましたのは、ブルタミナのソールエージェンツという資格におきまして出資してゐるというふうに理解しております。

○沢田委員 余り時間がないのですけれども、とにかく通産省のあなたの先輩だ。先輩がこういうふうな社長をやつていたり、それだけ相當な幹部をやつてゐる会社が、あなたの方の認可業務であるところのものを参画をして、そして同時に、それに輸銀から金が出て、一口に言つて癒着だ。そういうものが今度はインドネシアのやうな国へ行つて荒かせぎをやつて、結果的には対日感情を悪くしてゐる。そういうことをあなたの方が片棒を担いでゐるのだという事実を否定することはできないでしょう、現実の問題として。先輩の言うことだから、なかなかいやだとも言えない。日本の構造汚職と言われているゆえんのものはそのこにあるのです。

こゝから政務次官に聞きたいのですが、援助の分担といふことは、民間を通してどうこうというやり方をやるといふことになつてゐるわけですか、民間援助と政府援助とはつきりと区分して、はつきり線引きをして、政府援助は政府レベルだけでやつていく、民間は民間だけでやつていく、こういうふうな区分けをしていく必要があるのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○高島政府委員 政府援助につきましては、もちろんその適否を十分判断しながら進めてまいらなければならぬところでございます。民間援助というお言葉をお使いになつたのですが、民間援助というお言葉をどういう意味でお使いになつておるか、私よく理解できないのですけれども、民間が直接投資をしたり経済活動をしたります、そのこと自体につきましては、政府といたしましては原則として自由に認可をして進めていくたてたてえ、民間経済活動につきましては自由な立場を尊重するということを基本にいたしておりますが、国策といたしましての対外経済活動につきましては

は、おのずから節度がなければならぬ、そういうことを十分考えながら対処してまいらなければならぬ、こう思つておる次第であります。

○沢田委員 言葉の揚げ足取りではなく、また私の方も言ひませぬけれども、次の問題と二つあります、あと佐藤同志がまた續けてやりますので、時間の關係がありますから簡単に質問をしていきたいと思ひます。

インドネシアだけの問題を先にいいますが、インドネシアだけで伊藤忠商事の關係が十三社、日綿実業で大体八社、日商岩井が九社、トーマンで大体九社、兼松が三社、丸紅が九社、安宅産業が六社、三井物産が二十二社、三菱商事が十四社、住友商事が十社、インドネシアに入つてゐるものだけで合計十企業百三社です。この中にどのくらい政府關係資金が流れ込んでゐるか、私にも若干不明なんです、わかつていたら、この点どういふところかどういふものが流れてゐるのか、教えていただきたいと思います。これはインドネシアの關係会社だけであります。

○高橋説明員 お答え申し上げます。私も海外事業活動についての問題を取り扱つておるわけでありまして、ただいま先生御指摘がございました、どの企業がどの國にどれだけ出でるかといふことにつきましては、権限上把握できない体制になつております。ただ、総合商社年鑑とかそういう市販のものによりまして、先生いま数字をおっしゃられたことについては私も承知をしてゐる、同じやうなあれであります。

○沢田委員 その程度の把握で、今日の対日感情あるいは構造汚職と言われてゐる官僚の癒着、政界との癒着、こういう問題を説明しながら、國民に納得を得ながらこれから海外援助資金をふやしていこう、こういう姿勢をとっていくためには、まずみずからの姿勢を正していかなければならぬ、あるいは海外における商社の活動というものも相手の國民感情に整合性を持たせていかなければならぬ、そういう要望といひますかそういうものの要求を満たしていかなければならぬ。

それが、どういふ商社がどういふ活動をしているかというところが不明で、あるいは全然チェックもできない、あるいはそれがどういふ資金で仕事をしているのかもわからない、こういうことでは今日の対日感情をやらざるを得ないのじゃないですか。これは政治的な問題ですから政務次官が関係者からひとつお答えいただきたいのです。

○高島政府委員 先ほど外務省の方からお答えがございましたが、反日感情が醸成される原因は非常に広範なものとあります。そういう面につきましては、政府といたしましてできるだけ対処をしていかなければならないことは当然でございますし、また民間企業につきましても先ほど申し上げましたように節度ある姿勢で臨んでいただかなければならない。そういうことにつきましては、政府といたしましても強く要請をしております。

ただ、申し上げたいことは、日本が幾ら一生懸命やっておりますも、現地の事情からいたしまして自然に反日感情が醸成されてくるというケースもございますし、またたとえその国の事情でその国内におけるいろいろな問題の目を対外にそらすと申しますか、そういうふうな観点から、故意にやるわけではないでありますが、どうしても日本がたまたま目のかたきにされるというケースも間々あるのではないかと申すわけであります。いずれにいたしましても誠心誠意それらの事態に対処していかねばならない、このように考えておる次第でございます。

○沢田委員 先般、私はフィリピンのアジア開発銀行へ電話をかけまして、アジア開発銀行の実績についてお伺いしたわけであります。フィリピンには二十九名の日本人がいる。初めは英語でしゃべっていたので、専門語ですから通じない点はあるけれども、日本人が出てきた後でもとにかく発表するものも少ない。アジア開発銀行が行っている行為について、いわゆる定款上總會が開かれて事業報告がなされるわけです。われわれ国民は株主の一人である。当然株主總會において

はどういふ事業活動が行われているかという事業活動報告が行われるはずだし、当然そのことについてわれわれ国民として聞いた場合には答弁してもらえらる方法があるべきだと思ふのですが、それに対してノーコメント、発表できない。こういうことは、アジア開発銀行がどういふ秘密のベールに包まれていくかわかりませんけれども、あり方として問題があるのじゃないかと思ふのですが、これはどういふ立場にあるのか、その点お答えいただきたいと思います。

○藤岡政府委員 アジア開発銀行の事業に關しましては、定款と申しますか協定上、年次總會に事業報告を出しますとともに財務諸表も一緒に出しておるわけでございます。そのほかに、PRの重要性にかんがみまして広報担当官を置きますし、刊行物も出してアジア開発銀行の活動状況について広く世界に知ってもらおうという努力はしておるわけでございます。ただ、アジア開発銀行の中におります職員に關しましては身分上、これもまた協定の規定に従うわけでございますが、アジア開発銀行という中立的な国際機関の長に忠誠を尽くすというところの誓約書を入れておるわけであります。広報担当官を通じて一般的な広報活動をするか、あるいは各国につきましては各国代表の理事を通じてまして情報流すというふうな仕組みになっておるわけでございます。

○沢田委員 その仕組みのことを聞いておるのじゃないで、こういう議案を提案する場合に、われわれフィリピンまで飛んでいって調べてくればいいでありますけれども、議案が提案されて幾らかでも実態をつかんでよりよいものにしていく、こういう努力をしようとしていることを妨げていくというそのシステム、そのことに問題があるのじゃないか。もう少しオープンに、あるいは協力的であつていいのじゃないか、こういう感じがするのです。その点については、いま言ったような仕組みの説明を私は聞くのじゃないで、アジア開発銀行そのものがもう少し、開鎖的でなくオープンであつていいのじゃないか、またそういうオ

ープンな状態におくべき性格のものではないのか、こういう点を指摘しておきたいと思ふので

す。

先ほどのブルタミナの石油問題については、先ほど申し上げたように非常に疑惑のあるファースト・オイル・トレーディングの会社の中には通産省の役人、相当の高官が二人も入つてゐる。しかも今後、ブルタミナの石油問題は、倒産寸前であつたが、どうやら始業開始になりそうだ。そうするとその石油はこのファースト・オイル・トレーディングに一応また戻つてくる、そういう一つの候補会社である。このままでいくと、どういふ組織であるかわからぬけれども、通産省としてはこれを適合した会社として認めて、その該当会社として輸入をしていく会社の候補としていくことは間違いないでしよう。われわれとしてはそれは不適当だと思ふのですけれども、その点はどう考へてゐるんですか、確認をしておきたいと思ふのです。

○箕輪説明員 先ほど申し上げましたように、ファースト・オイル・トレーディングと申します会社は、ブルタミナの日本におきますソールエー・ジェントの会社でございまして、ブルタミナが五〇%の株式を取得してゐる会社でございまして、ブルタミナと申しますのは御存じのとおりインドネシアの国営企業でございまして、インドネシアの国営企業が日本に持つておりますいわば子会社、ソールエー・ジェントというものにつきましてはインドネシア側の意向が物を言うのではないかと私も考へております。

○沢田委員 たとえば、いま言つたあなたの先輩なりそういうものを通じて日本の政界なり官界をどろまみれにするような事態が起きても相手側の言ひ分に従わなければならぬのが、このアジア開発銀行の投資をしなければならぬ金ですか。それはどまでどろまみれにならなければならぬか。いほどの性格を持つてゐる金になつてゐるのですか。

○箕輪説明員 ファースト・オイル・トレー

ディング会社とアジア開発銀行というのは、何の關係もない企業であるというふうな承知してあります。

○沢田委員 アジア開発銀行が直接關係あるか、いか、回り回つてくれば結果的にそうなつてきてゐる。いろいろ仕組みはあるでしょう、今度の兎玉の問題にしてみたら、ロッキードの問題にしてみたら、あれだけ香港を回つたりスイスを回つたりしてきてゐるのだから、とにかく一つの直通の問題じゃないのですから、いわゆるセクションはたくさんあるのですから、いままでわかつただけでも、とにかく十億ドルとも十五億ドルとも言われているストウ前總裁の私財を没収するねらいがある、それで逮捕したんだ、こういうことになつて、このストウの側近であるウトモという次長はこの日本の会社に関係した。そのインドネシアの会社であるブルタミナのいわゆる石油会社はファースト・オイル・トレーディングである。その会社にはあなたの先輩の人たちがゐるんだ。そういうつながりの中で結局ぐるぐる回つてきている。こういう仕組みそのことは否定できないだらう。これはアジア開発銀行とあるいは直接金のつながりはないかもしれぬ。しかし日本が出してゐる海外援助の金のつながりがそういう仕組みの中に入つてゐるという一つのこれは例示であるから、そういう仕組みの中に入つてゐるようなものをわれわれが助長していくわけにはいかないじゃないか、そういう説には賛成できないのですか。

○箕輪説明員 御指摘の点が実は私よく理解できないのですけれども、ファースト・オイル・トレーディングと申しますのはブルタミナが五〇%出資してゐる企業でございまして、御指摘のアジア開発銀行とブルタミナの關係というのはいかにあるのか私は存じませんが、ブルタミナと申しますのはインドネシアの国営企業でございまして、ブルタミナのあり方につきましては、インドネシア政府が全面的に責任を持つてゐる企業でございまして、イン

ドネシアの国営企業でありますプルタミナと日本の各種企業が正常な関係を持つことは、将来とも妥当ではないかというふうな考えをしております。

○沢田委員 時間の関係で、もう少し、この問題では理解したいものがあるのですが、そのまた輸入機関の一つをあなたの先輩のこの会社が引き受けていく、こういう仕組みになっていることは何とも了解しがたいものがありますけれども、これはまた別の機会に譲るといたします。

最後に一つだけ佐藤さんに譲りますが、前年度ですか、昭和五十年年度の決算の上で、韓国の経済の援助は六十一億四千六百二十八万円であった。それからビルマに対しては四十四億三千二百四十八万円。非常に大きい金額であります。五十一年度は、五千五百七十三万四千四百五十五円の繰り越しを含んでおるようであります。この五千五百七十三万四千四百五十五円という繰り越しは何に該当するかということ、ビルマの四十四億余、韓国の六十一億の中身についてひとつ若干御説明いただきたい。

それから関連をして、あと時間が一分くらいですが、海外の海底鉱物資源開発に今年度予算で十億、それから財政投融資で六十六億、それから海外探鉱投融資で十五億、こういうものが大体自己資金で三百二十三億、これらはすべて成功払いとして扱っていくものであるかどうか、その点だけ御回答をいただきたいと思ひます。

○三宅説明員 まず第一点の、韓国とビルマに対しては政府開発援助の額でございますが、これはドル換算になってございまして、韓国の場合は一九七四年が一億六千七百七十万ドルでございます。それから七五年が八千七百四十万ドル、七五年は、一九七四年が四千六百四十万ドル、七五年が二千七百七十万ドルということでございます。

○沢田委員 では、時間の関係がありますから、中身は後で書面でも回答してください。

あとの関連した関係で、これは成功払いかどうか、その点だけイエスなのかノーなのか。海外探鉱投融資、それから海底鉱物資源開発について

はどうなっているのか。担当ありませんか、わかりませんか。だれもわからなければ、これは後に譲りましょう。後で回答してください。

佐藤さんに譲ります。

○佐藤(観)委員 関連。いま沢田委員がお伺いした点、要するにこういうことなんでしょう。たとえば国別の貸付承認実績を見ますと、韓国は通常貸し付けで五億四千八百万ドル、これは恐らく累積だと思ひますが、そうになっている。出資金の方は、韓国はたしか二億くらいだったと思ひます。応募済みの資本額が約二億ですね。それでは、韓国がそれだけ資本を出して、貸し付けがそれだけ行われている。韓国に対する貸し付けというものは、中身は道路なのか橋なのか、一体何なのかさっぱりわからぬわけですね。大蔵省から出てくる資料でも、部門別貸付承認実績というのでも、農業、工業及び開発金融機関、運輸・通信、電力等は分けられてはいるのですが、もう少し具体的な地名なりプロジェクトなり入ったものが出てこない、沢田委員から指摘があったように日本国の予算が出ている話でありますから、一体具体的にどういふふうに使われているのかわからなければ、アジア開銀そのものが一体何をやっていっているのかわからないわけですね。たとえば、大きいです。韓国なら韓国の実績というのは具体的に何にアジア開銀から貸し付けられたのか、具体的に教えてもらいたいということです。

○藤岡政府委員 韓国に対しては融資は、プロジェクトごと、年度ごとに資料はございます。たとえば七五年中の貸し付けでございますと、揚水ダムに通常資本から百万ドル、機械工業千七百五十万ドル、道路改修四千三百万ドル、韓国開発銀行に対して四千万ドルというふうになってございまして。さらに、この内容につきましても毎年度の年次報告に記載されてあるわけでございます。全部過去のを集めてということでしたら、それでまた編さんすることも可能だと存じます。

○佐藤(観)委員 そうすると、それは地名も入って大蔵省の方には——大蔵省というのか、政府の方

にはちゃんと報告が来ている。そしてそれは国民の前に明らかにできる、こういうふうな理解しておいてよろしいですね。

○藤岡政府委員 そのとおりでございます。さらに、年次報告書は一般にも出ておりますので、その資料にも内容が詳しく出ております。

○佐藤(観)委員 それからもう一つ、いまアジア開銀の場合には貸付条件はどのくらいになっているんですか。

○藤岡政府委員 通常資本から貸し付けます場合には、貸付期間が十年から三十年で、うち据え置き期間が二年ないし七年となっております。金利はそのときの情勢によりまして動いておりまして、最近では八・七％ということになっております。

また、特別基金から出ます貸し付けは、期間が据え置き十年を含みまして四十年、金利はなし、手数料は一％ということになっております。

○佐藤(観)委員 私が問題にしたいのは、通常貸付の場合なんですけれども、その金利八・七％、期間十年から三十年ぐらい、うち据え置き期間七年間あるという条件は、たとえば政府が円借款等をするというふうなものに比べてどういふ関係になりますか。

○藤岡政府委員 日本政府が円借款をいたします場合には、非常な低利でございます。三％を切るものから四・五％というものがございまして、これに對しまして、アジア開銀の通常資本からの貸し付けの金利が八・七％というのはかなり高い金利でございます。どちらかといいますと市場金利に近い金利だと言えらると思ひます。

うち据え置き期間が七年、このことは、貸付期間はアジア開銀の貸付期間とほぼ一緒ですね。金利の方を見ても、いま局長からお話があったように、一番高いものでガボンにやっただ四・七五％が一番高いくらいで、あとは四％なり三％なりあるいは二％のものもあるということになっていっているわけですね。基本的に、発展途上国でありますから金利はゼロにすれば一番いいんだけれども、それはなかなかそうもいかぬだろう。向こうはそうしてもらいたいと言つけれども、それはこちらに事情も若干あるし、そうはいかないと思ひます。しかし、いづれにせよ、いま局長自身が言われたように市中金利とほぼ一緒というのは、これだけ大きなプロジェクトで、なおかつ発展途上国が借りるについては余りメリットがないのではないかと。もちろん、アジア開銀という確たる金融機関が貸してくれるということについては不安はないかも知れません。しかし、貸し付けの条件、特に金利が何％でなければいけないということとはなかなか言える問題ではないですけれども、いづれにしろ、八・七％というのは二国間の経済援助等の条件から言つてきつ過ぎるのではないかと。思うのであります。その点については、たとえばアジア開銀の理事会なりあるいはわが国としてどのような主張をしておるわけですか。

○藤岡政府委員 この金利の問題は、御指摘のような点がございまして、アジア開銀の理事会においてもよく熱心な議論が起きておるわけでございます。けさも御紹介いたしましたように、アメリカの方からは、銀行の健全性という観点から、できるだけ市場の借り入れコストを上回る金利を貸出金利に適用すべきではないかという意見もあつたわけでございますが、私も同様に思ひます。やはりアジア開銀の援助機関の性格にもかんがみまして、できるだけ借入者に負担のかからないようにしたいということ、議論の結果、最近まで八・九％でございましたが八・七％に下がりました。大部分の資金を海外といひますか、

国際金融市場から調達しておりますので、そのコストを下回る金利で貸し出しを続けておりますと、そのうちに経営が破綻するという事情もございまして、その辺は調和をとりまして、できるだけ安いところでコストをカバーするという線が必要じゃなからうかと思っております。

○佐藤(観)委員 いまお話があったように、この問題の原因はやはり国際市場からの借入率が非常に高いということにあると思うのです。今度の法案を見ましても、八億一千四百万ドルのうち、払い込み資本はその十分の一、そのうち現金はその四割、これを四年年賦にするわけですね。ですから、額としては非常に少ない額になってくる。このことに問題があるのであって、最終的にどのくらい金利が安いのかということには非常にむずかしい問題だけれども、もう少し二国間の経済援助に近い金利体系に持っていく必要があるだろう。私は、アメリカの言っているのは発展途上国の経済援助という観点からいって間違いないと思うのです。さりとて、いまのシステムでやっていたら、市場金利を無視してできるわけはないのでありますから、やはりこのあたりで、請求払い資本ではない払い込み資本の方を一割としておりますけれども、何割になると金利がどういうふうになるかということとは計算してみないとわかりませんが、たとえば二割にするとか三割にするとか、もう少しそういうことをやってみないと、発展途上国にとっては余り意味のない——意味のないと言ったと語弊がありますが、非常に負担の重い銀行になつていって、最終的には経済援助という用途をなさなくなってくるのではないかと、こう私は思うのでありますけれども、この点についてどのよう

うところに落ちついたわけでございます。この率を高くするということが一つには金利の軽減に役に立つと思ひます。もう一つの方法は、先ほど出ました特別基金を拡充するということ、そして国によりましては特別基金の方を優先的に使わす、あるいは場合によつてはその両方をまぜて金利を実効的に下げるといふような方法があるうかと存じます。

○佐藤(観)委員 それで時間もありませんので最後にお伺いしておきたいのは、いま局長が言われたようなこと、一つは特別基金の方ですね、これはいま局長最後に言われましたけれども、こちらを上げる方法を今後が国として考えていくのか、あるいはいま申しましたように払い込み資本の方の額をふやしていくのか、金が出るという意味においては一緒でしょうけれども、ただロットが違ひますし、その辺はどちらの方をこれから重点にしていこうかというのと、わが国の理事はアジア開銀の理事会なりあるいは総会の中で堂々とひとつそういつたことを主張してもらいたい、これがやはりアジアにおけるわが国のこのことに関して果たすべき役割ではないかと思ひますけれども、この二点 お伺いしておきたいと思ひます。

○高橋委員 最初に外務省の方にお伺いをしたのですけれども、発展途上国に対してわれわれが援助をしている、この援助のあり方、特に金額の面で、GNPに比較してどうという話がよく出ます。ODAであれば〇・幾らにしろというふうな言い方をGNPを基準にいたしますが、私はどうもGNPを基準にするということに何か私たちの国として考えた場合には不利益なことがあるじゃないかという気がするのです。ということは、GNPというものは当分の経済活動の動きに対しての数値であるというところは、発展途上国に対する援助というふうなことを考えた場合には、総合的な国力で判断した上でのあり方というものがとられるべきではないかと私は思う。とかくGNPということに基づいてとらわれ過ぎるために、このところ年々下がつてきているとかというふうな非難をよその国からもされるが、私たち自身もそういうふうな思いがちなのですが、優秀な外務省や大蔵省の方々は、そろそろ援助に対する基本姿勢にGNPにかかわる何か指標をお考えになるというふうな前向きな取り組み方はおできにならないのですか。また、そんなことを御検討なさいますせんか。

○三宅説明員 確かに先生御指摘になりますように、果たしてGNPがいいのかどうかということとは學者その他の議論としてはいろいろございまして、特に日本のような経済活動の激しい国にとつてはGNPが必要以上にインフレーションされる、これも事実でございます。しかし、実際問題として、国連の場及びUNCTADの場におきまして、これ以外になかなか客観的な基準というものは見つからないという意味におきまして、やはりGNPというものが基準になりまして現在国際的に議論されているということでございます。これはGNPの基準を要する変えなない問題よりもGNPをもとにしてさらにそれを強化していくという議論はございしますが、いまのところGNP以外になかなか客観的な基準が見つからないという意味におきまして、依然としてGNPが基準にな

つてゐる状況でございます。

○高橋委員 ですから私はお願いとして、外務省や大蔵省の方がそういう点をお考えになつていただけないか。国際的にそうだからという角度では、私たちの国というのは、現在の経済活動は確かに活発でしょうけれども、蓄積あるいはポテンシャルなものを含めてもそれほど資源も持っているわけでもない。それが国力という名前でGNPが代行されているような気がしてしょうがない。これによつて国民全体が、下世話な言葉で言えば借金しても義理を立てているというふうな感じがでてきているのではないかと私は思う。この辺について、残念ながらわれわれの国は国自体としては利子や配当で暮らせるほどの余裕のある国じゃないのですから、いわば名門や旧家じゃないわけでありまして、その辺をお考えいただいて、国全体の方向として新しい数値、新しい根拠というものを決めたいだく時期が来ているのじゃないか、重ねて外務省の方にこの辺の方向をお伺いしたい。

○三宅説明員 確かに私たちを含めまして日本人は日本を金持ちだと思つていないのですが、諸外国は日本を金持ちだと思つてゐる。そこに確かに日本人が見る日本人と、外国が見る日本人との間に意識のギャップがございまして、その点はわれわれも国際会議の場で、決して豊かでないのだということを繰り返して強調しているわけでございますが、いずれにしてもGNPの議論につきましては、国際的な場ではかの国とも十分協議しながらさらに一層検討してまいりたいと思ひます。

○高橋委員 特に私は外務省の方にお伺いしたいのは、とかく外務省の方というのは外面を整へようとなさり過ぎる。かつこうのいいことをされて、後は後で金を都合しろというふうな感じがあまりにあるので、どうかひとつこういふ意味で、本當の意味で国益という立場に立つた場合の指標の検討、またそういうものを舞台にして、国際舞台でわれわれの国の立場というものを発言していただきたい。最後はお願ひになりますが、ま

第一類第五号 大蔵委員会議録第十六号 昭和五十二年四月一日

ずそのことからお願い申し上げておきたいと思ひます。

続いてADBの問題に入らしていただきますが、アジアの開発資金需要というのはほとんど無限に近いほど大きいものだろうと思ふ。いろいろなものがある。世界全体の中で立ちあぐれていくということ、開発資金需要というのは非常に大きいものがある。ADB自体がこれに対応できているうちはよろしいのでしようけれども、当然のことながら資金が枯渇してくる。すでに一度増資している。今度二度目をなさる。今度は特に三十七億ドルから八十七億ドルという五十億ドルも増資しようとしている。こういうテンポで考えていく、あるいはこういう情勢を考えた場合、一体このADBというのはどの程度まで資本金と、一体このADBというのをどの程度までおられるのでしょうか。この辺をお伺ひしたいと思います。

○藤岡政府委員 このたび増資をお願いしておりますのも、アジアにおきまして資金需要が非常に大きいということ、アジア開銀がまずゼロからスタートしたわけでございますが、今日すでに三十四億ドルの貸し付けをしております。これをさらに毎年七千五百万ドルくらいずつふやしていくという計画のもとにこのたびの増資をお願いしておるわけでございますが、それでは将来どの程度までなればいいのかということにつきましては、世銀につきましても、将来の世界の開発資金需要の見込みを考えながら、三年後あるいは五年後を考え、その都度決めておるわけでございますが、さしあたりはアジア開銀におきまして、通常資本として毎年七千五百万ドル程度規模を拡大する。年率にいたしますと二、三％くらいになるろうかと思ひます。その時期が終りましたときに、そのときの情勢によってまたその後の資本の拡充を考えていくということになるろうかと思ひます。

○高橋委員 私は、アメリカが最近特にこういう国際機関にお金を出すということに対して柔軟性

を持ち出している、決められた枠の中だけではなしに、何かという決まっているという現実はある知っていらっしゃると思ひます。ですからわれわれの国自体としても、先々わからないというようなことで、税金をどんどんこういうふうな——確かに援助であり、世間づき合いかもしれませんが、けれども、国内の充実度からいって、定められているからというだけでいたすに資金をふやしていくという道は歩まないでいただきたいし、日本人の律儀さとしてしましうか、そういう点でのまじめなところはございませうけれども、あくまでも金の世界ですから、どうかひとつこの辺についてはそれこそ商人の感覚で考えていただきたい、お願い申し上げたいと思ひます。

続いていま前に御質問がありましたので、私もそう思うのですが、仮にも八億ドルもの税金を今回考へるにしましては、普通の会社でいへば、増資あるいは社債の目論見書のようなものは当然のことながら必要になるだろうと思ひます。われわれがこの法律を考へてはしうといつて与えられた書類がどんなものかといつたら、本当に薄っぺらなものなんです。条文を上下に書きかえたくらいがせいぜいなんです。そんなもので八億ドルものお金を出すことを考へるとか、出してほしいとかいうことは、一般常識からいって私はおかしいと思ひます。二部上場の会社だつて、増資目論見書を出せといつたらもっとちゃんとしたものを出しますよ。これはある意味においては、お金を集めることは上手であつても、使われるというか、集められている人の立場に立った行為とは思ひえない、この辺についてひとつ御意見を伺ひていただきたい。

○藤岡政府委員 このたびの増資計画につきましては、アジア開銀の内部におきましてぜひよく検討いたしましたわけでございまして、出資者が各国の加盟国でございまして、各国の加盟国政府に対してしましては、内部の計画書といひますか、目論見書みたいなものは送つてあるわけでございまして、またその辺のところは事業年度が終りましたところで、事業活動の実績とともに年次報告として

これは広く世間に出るということになっておるわけでございまして。私ももちろん先生御指摘のように、ただ金が欲しいからといって、いわば各国から集めてくるというのは非常に納得しにくいわけでございまして、アジア開銀の計画を承りますときにこれでいいのだからというのを非常に注意深く検討している。そして国際的にまとまりました段階で法案の形で国会に御審議をお願いするということにしておるわけでございまして。

○高橋委員 そうは言ひながら、私実はバランスシートをいただいて検討する時間がないくらいにタイムリグでちょうどいいのです。ですからネットインカムだけの比較を単純にさせていたいただきますと、七四年と七五年のネットインカムが大体二千四、五百万ドル、これは間違ひございせんか。

○藤岡政府委員 七四年の純益は二千六百四十二万七千三百ドルでございまして。七五年の純益は二千四百五十四万三千六百六十ドルでございまして。

○高橋委員 そうすると、わずかな金額でも利益としては百八十八万ドル、約百九十万ドルくらい少なくなつてゐる、これらについてはお認め願ひますか。

○藤岡政府委員 そのとおりでございまして。

○高橋委員 わずかだとおっしゃればそれまでですからあえてこれ以上伺ひません。とにかく七四年、七五年の間に約百九十万ドルの利益の減少があるということ、それから私が実は伺ひたいのは、ネットインカムをどういうふうに使われるのか、これを御説明いただきたいと思ひます。

○藤岡政府委員 ネットインカムは、総務会の決議によりまして、協定の規定に従ひまして、通常準備金に繰り入れるということにしております。○高橋委員 通常準備金というのと例の悪評さくさくたる貸倒準備金みたいなものが当然あるのですから。

○藤岡政府委員 貸し倒れは起きないことを期待しておりますが、資本を充実するという意味で純益は積み立てておるということにございまして。

○高橋委員 よくわかりました。こういったお金は全体の枠からすれば大した金額じゃないというふうにお考えかもしれませんが、仮にも税が使われた中での収入でございまして、どうぞひとつ取り扱ひには御慎重にお願いをしたい、そう思ひます。

さらに細かなことになりまして、ADB内部における投票権について若干お尋ねしたい。

発足時は基本票と比例票に分かれていた、基本票というのは総投票権数の二〇％を各国に均等に配分した、それから比例票は出資額一千万ドルについて一票の割で、これが八〇％である、この辺についての私の理解はよろしうございませうか。

○藤岡政府委員 そのとおりでございまして。

○高橋委員 当初、最大出資国である日本とアメリカは、それぞれ二億ドルを出資した、投票権数はおのおの二万七百四十票であつた、この二万七百四十票というのは総投票権数の一六・九七％になつてゐる、この辺の私の数字に間違ひございせんでしょうか。

○藤岡政府委員 大体そのとおりだと存じます。当初、全体が約十億の資本金で、日本のシェアが二億でございまして、出資割合が二〇％でございまして、二割分が平等に加盟国三十カ国に配分されますので、投票権としては一六・七％になつてゐると思ひます。

○高橋委員 ところが、昨年十二月末の投票権シェアは、ちょうどいふ資料で見ますと一三・六になつてゐる。この辺の経緯をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○藤岡政府委員 アジア開銀ができましたときは三十カ国の加盟国でございまして、最近では四十二カ国にふえた。そういうことで、二割を配分いたします基礎票も一割当たりだんだん減つてまいります。新規に加盟いたしました国の応募済み資本金も相当ございまして、その分が薄まつてまいつたわけでございまして。なおその間に、幾つかの国につきましては、資本金を調整するというところで特別増資もいたしておりますので、そ

の関係でも日本のシェアは少し下がってきたというところだと思ひます。

○高橋委員 余りもめてないという状況なので、こういった投票権数というものはいままでと全く問題にならなかったかと思ひますけれども、いろいろそれぞれの国で国内の事情が出てきますと、やはり投票権数がそのまま発言の重さということにもなりますので、いたずらに人がよく、自分のところのシェアを下げていくという愚は犯さないでいただきたい。これはお願いになりますけれども、お金を出す立場に立てば、私は当然国民の声として出てくると思ひますので、どうぞこの辺については、要するに人のよいところを發揮しないでいただきたい、お願い申し上げます。

さらに続いてお願いいたしますが、融資先決定に当たっては、当然のことながらA D B内部で裏議が行われている。現在までにその融資先決定に当たって長時間論議が行われたという最近の事例はどんなようなものがございますか。というのは、かつて日米両国の間で——日米両国という大口出資国になりますけれども、東南アジアの農業開発の考え方で差異があったということも農業問題の調査会の一つの報告書の中に出ております。あえて申し上げますならば、アメリカは肥料や灌漑や品種改良など、技術面に重点を置くべきだ、日本は、土地改革や農業金融の拡充というような制度での取り上げ方をすべきだといったような差異でかなり論議があったと伺っておりますが、いまの農業問題は一つの例で、融資決定に当たって裏議が行われて最近問題となった例がございましたら、ひとつお聞かせをいただきたい。

○藤岡政府委員 日本からは日本代表の理事が常駐しておりますが、密接に当方へ情報を流してまいるわけでございますが、私も受けてました情報の中では、最近、融資案件に関して論議が長引いた、あるいは紛糾したということは聞いていないわけでございます。あるいは理事会に上る前の段階でそういう議論があったのかどうかは存じませ

んが、私も正式に受けました情報の範囲内ではそういう事例はございませんでした。

○高橋委員 私は、融資決定というように、特に順位の問題、額の問題等の中で、金融機関の常識として論議がなされないはずがないし、また、その優先順位の問題等々含めて、当然のことながら問題点があつては思ふのですが、いまお話を、なと言われれば、私はそれ以上のことはお尋ねしませんが、何れも、何か私は最近の事例で、逆に言えば、こういう問題がアジア全体の中で大きく取り上げられ、それぞれの国の立場の代弁がなされているというのを伺ったので私の聞いた方ではいかにございましょう。

○藤岡政府委員 個々の融資につきましては、そういう論議は伺っておりませんが、金利につきましては相当もめた事例が最近ございます。それは、先ほど申し上げましたように、通常貸し付けの金利は一応八・七％ということになっておりますが、ごく最近までそれが八・九％であつた。それを下げる問題、ことに、一時、域内の中進国と申しますか、所得の高い国、すなわち香港、シンガポールにつきましては一般より高い金利を適用していいのじゃないかという議論がございまして、現に実施されておたつたわけですが、それは不適当である、平等に扱ふべきであるという議論も非常に強うございまして、これはかなり調整に時間をとつたということがございます。

○高橋委員 それでは次に移らしていただきます。これはA D Bの持っている本来の性格ではないのかもしれませんが、やはりお金を出した立場に立った場合には、ここへ現在までもう十四、五億ドル出している、今度出すのですか、そのぐらゐ出していますか。「十六億ドル」と呼ぶ者あり、十六億ドル。このお金を出している立場に立つと、A D Bの融資によって日本企業に——非常にむずかしいお尋ねかと思ひますが、大ざっぱに言つてどれくらいの仕事として返つてきているのですか。

○藤岡政府委員 実は国際金融機関の国別の調達につきましては、アジア開銀だけではなくて、世界銀行等も資料は外部に出しておらないわけでございますが、日本の分につきましては私は申し上げてよろしいと思ひます。

アジア開銀が一九七五年末に日本から調達した比率は全体の四〇％ということに相なっております。○高橋委員 重ねて伺いますが、出資した額の約四〇％ぐらゐの仕事量があつた、そういうことに解釈してよろしいですか。

○藤岡政府委員 アジア開銀が調達した全体のうち四〇％が日本から調達されたということでございます。これに見合います資金供与額といつたしますと、恐らくそのとき日本は全体で三二％ぐらゐ出しておるということになりますので、それよりもやや高い割合で日本に調達されたということかと思ひます。

○高橋委員 その辺において、また日本へ仕事返つてきつた、金出したけれども仕事の中でまた日本が取つていっちゃつた、こういうことが、せつかく出したお金に対してのありがたみを薄めちゃう。ある場合には、もう極端に言えば、何かまた商売の場にここを使つたと思われれば、うな点がありますので、そういうことになると、税金を納めている一国民の立場に立つと、大変何か本来の目的が外れてくるように思ひますので、どうぞ、出資額と、仕事として返ってくる問題のこの辺の見合ひについては、十分な行き届かせ方をしたいと思ひます。お願い申し上げます。

ういうお話が一つ出ている。それから二番目には、各国にできるだけ均てんといひますか、これは均等といひましょうか、均てんした融資をすべきだ、こういうこと言つておられる。三番目には、技術援助の拡充を図れということをおっしゃっている。これが附帯決議になつてゐる。この三点が附帯決議で行われておりますけれども、それぞれその後の対応、実績について御報告を願ひたいと思ひます。

○藤岡政府委員 附帯決議の第一点は、加盟の促進でございますが、前回、増資法案を御審議いただきました七二年当時は、アジア開銀の加盟国は三十七カ国でございましたが、その後パングラデシュ、ソロモン諸島、ビルマ、ギルバート諸島、クック諸島の五カ国が新規に加盟いたしました。現在四十二カ国になつております。なお、数としては同じでございますが、昨年七月にベトナムが統一を実現いたしましたので、広い範囲でアジア開銀の加盟国になつたということもございまして、

第二の点は、融資先の均てんでございますが、七二年当時は、まだ業務の開始後日が浅くて、十分に消化能力のあるプロジェクトあるいはその国が多数ございせんでしたが、その後融資がふえまして、国の数にいたしましても、当時十六カ国でございましたのが最近では二十三カ国が融資を受けておるというふうな増大をしておるわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕
この中におきましては、非常に小さな国が融資を受けるとか、従来多額の融資を受けていた国の比率が下がるというふうな変化も起きておるわけでございます。

それから三番目の、技術援助の拡大につきましては、最近年間四百万ドル程度の技術援助を行つておりました、いままでの累計が百七十八件、二千八百万ドルということになつておりました。教育等の人材投資の面あるいは職業訓練、そういった面で技術援助を拡大しておるわけでございま

十

○高橋委員 最後に政務次官にお尋ねしたいのですが、このＡＤＢなどは、特に援助と金融という面輪だとしてよく言われる。私、これは本来は、本質的にはなかなか両立しがたいものだろうと思うのです。援助をし、片っ方で金融……。ですから、構

想としては許されますけれども、今後これが拡大していく中では、援助と金融、金を貸すということと、この辺が非常に微妙な空氣を醸し出すおそれがありますので、どうかひとつこの辺について、基本的な政府の姿勢をお伺いしたいし、それからまた、苦しいやりくりの中でこの増資を引き受ける国民のサイドに立って、こういった増資に對しての、協力はいたしますけれども、いろいろるの御配慮をお願いしたい。特に前段の、援助と金融の両輪が本当に回るのかどうか、あるいは回さなければいけないのですけれども、お心構えをひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

○高島政府委員 アジア開銀は、もう御承知のように、一九六六年にアジア・太平洋を域内とする地域開発金融機関として設立をされたわけですが、非常に資金需要が活発であるということからいたしまして、今日、増資をお願いするということになったわけでございます。

本来、アジア開発銀行が担当いたします分野は、それぞれのプロジェクトを十分検討して、所定の金利ベースで、しかも所定の期間内に返還可能なプロジェクトであるということとを十分精査した上で融資をされるべきものでありまして、まづそういうことでやっておるわけですが、その國が自主的な努力によってやられることにつきましては、やはりこういう国際協力のもとにおける金融機関の中で処理されていくべきものであるう、このように私も思いますので、アジア開発銀行が今後とも健全な運営を通じてその機能を果たすことを期待をいたしておる次第であります。

それと、日本が独自に二国間で行う協力という分けをいたしましたは、もちろんこれをきちっと区分けをいたしました、いやしくも誤解を招くこと

のではないような節度ある運営を進めてまいらなければならぬ、このように考えておる次第であります。

○高橋委員 少々時間が余りましたので、お願いというよりも、私の考え方を申し上げて終わらせていただきたいと思います。

それは、いみじくも今回の場合に、請求払い資本と払入資本の二つの割合と、この問題が出

ています。今年度はさしあたって、二百四十五億のうちで六十億を現金、国債、四〇、六〇の割りで受け持とう、こういうことで予算を組まれておるとおっしゃっておる。これはもう聞けば全くそのとおりに思えるのですけれども、経営的な立場に立ちますと、私に言わせるならば、八億ドルちょっと、二百四、五十億のお金というものは、これは初年度でちゃんと用意しておかなければいけないお金だと私は思います。これは利子の問題とかなんとか超越して、いわばもう当然払い込まない

う意味において、同じ御苦勞をなさるのですから、初年度にいっぱい御苦勞をなさっておいていただきたい。お願い申し上げて私の質疑を終わらせていただきます。

○山下(元)委員長代理 宮地正介君

ざいますけれども、このたびの日米首脳会談の結果、わが国のアジアに対する政治的、経済的な役割りというものが大変に増大したような感があるわけであります。ある意味では、A S E A N を初めとするアジア諸国へのアメリカの肩がわりを求められた日米首脳会談であった、このようにも受けとめることができると思うのでございます。そういう中で、こういう新しい情勢の中で、今回のこのアジア開発銀行の位置づけというものはまさに重要な立場になると思いますが、今後この新情勢にいかに対応させていく考えであるのか、まず大蔵当局のお考えを伺いと思ひます。

○藤岡政府委員　アジアの地域におきましては、先般の石油危機以降国際収支の面で大変困つておるわけでございまして、従来からの開発資金の不足に加えましてそういうふうな困難が重なつておるわけでございます。したがしまして、今回お整りしておりますようなアジア開銀増資、その他にいろいろなチャンネルを通じての資金の供給が必須となつてくるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この大きな赤字に対しましては融資だけでめんどろを見るということですが、これは借金がどんどんふえてまいりますので、やはり融資の確保を図りつつもその国の経済の再建を通じて国際収支の立て直しを図るということが必要じゃなからうかと思ひます。その意味でも日本とかその他のいわゆる強い先進国は国内の景を拡大いたしまして、そういうった地域からの輸をふやすということも必要になつてしようと思ひます。アジア地域はほかの地域に比べますと、さういひましても日本との貿易の關係も非常に多々ございまして、目下のところは国際収支の困難は、ほかの地域の比較ではございまずけれども、

たとへば昨年外貨準備がふえているというぐあいにまだよい状態にあるわけでございますので、こういうときにさらに資金の循環がうまくつき、かつ日本その他のからの輸入がふえるということ、融資と国際収支の調整と両方の面でこの地域の経済の立て直しを図るということが重要ではなからうかと思っております。

金融局長から輸入の増大についてのお話があったわけで、輸入の増大をすれば特にASEAN諸国においては日本が貿易依存率二五％というふうにも最も高いわけであります。そうなりますと、国内の業者との間の——いわゆる発展途上国の追い上げ、こういう問題が出てくるわけであります、国内中小企業業者との調整、こういう問題が浮かび上がってくるわけでありますが、こういう新情勢の中にあってこの問題をどのように通産省としてとらえているのか。

○日下部説明員 私ども一般的に申しまして、發展途上国との関係においてできるだけ輸入をふやしていくということは必要であらうというふうな考えをしておりますが、他面、御承知のように、そういう品目をながめてみますと、国内の産業と非常に競合するものがある、その辺をどうするかということが私ども一番日夜頭を悩ましておるところでございます。具体的に政策手段との関係で申し上げますれば、たとえば特惠関税というのがございますけれども、これは一定の限度まで税率をのくしたり、あるいは無税にするというような特遇を与えてゐるわけでございます。ただ、そういう制度を導入するに際しましては、国内産業に悪影響を与えないようにという配慮を個別品ごとに十分検討してやった上で供与しておるところでございます。その辺は、特惠供与をしからもう五年くらいたつかと思ひますけれども、その辺の配慮を十分しながらやっておりますので、そう大きな問題は起こっておらないかと思ひます。その辺はわれわれ、非常にむずかしい、慎重に対処しなければいかぬテーマであると思ひます。

う考え方のもとにしかるべく検討しながらやって
おります。

○宮地委員 まことに抽象的で答弁にならないよ
うなお話で残念でございます。特に通産省は、過
日増田審議官がASEAN五カ国を訪問して種々
調査、視察をしてきているわけでございます。近
々福田総理にその状況説明をするということも報
じられておるわけでございますが、省内としてこ
の問題をどのように対応を考えておられるのか。
特に三月十二日の記者会見の中において増田審議
官からも、これからASEAN五カ国については
着実に域内協力を具体化してきており、今後工業
化あるいは投資面で日本にける期待は大きい、
わが国としても相互依存関係の強いこの地域の国
々に対し、積極的な協力をするのはタイミン
グのよい時期にきているのではないかと、こういう発
表もあったやききでございます。当然、通産省ま
た外務省、大蔵省一体になってこの問題について
も対応していかなければならない、こう思いますが、
まず通産省として外務省の考えを伺いたいと思
います。

○日下部説明員 御指摘のように、ASEANと
いうのは私も日本にとりまして非常に重要な地
域であろうかと思っております。この前、本委員
会でも御審議いただきました関税暫定措置法の中
にもあるわけですが、たとえば熱帯産品、
要するに熱帯諸国全体の輸入を促進するために何
か先進国としてやれることはないかというふうな
交渉、いろいろあったわけでございますが、その
中で私も私としては、やはり日本としてはASEAN
が非常に大事であるという考え方のもとに品
目を選び、関税を下げるというふうなことも願
いし、御了解をいただいたわけでございますが、
その辺はそういう問題意識で取り組んでおりま
す。当然、国内産業との調整の問題はございま
すが、その辺をわれわれの問題意識も十分お話し
した上で、国内産業にそう大きな影響を与えない、
そういう範囲においてできるだけのことをやって
おるといのが実情でございます。

○枝村説明員 ASEAN地域の重要性あるいは
日本と機軸としてのASEANとの関係を強化し
ていくということの必要性につきましては、私ど
も外務省としても非常に強い認識を持っております
わけでございます。現在、ASEANとは三月の二
十三日に第一回の日本・ASEANフォーラムと
いう会議も持ちまして、これは言うならば最初の
会合でございます。今後どういう分野で協力を
進めていこうかということを確認することが最初
の議題であったわけでございます。

そういうものを通じて、先ほど御指摘の
ございました増田通産審議官の御出張というよう
なことを通じまして非常に感じられますこと
は、彼らの日本に対する期待が強い。それが一つ
には、ASEAN諸国が現在協力して進めようと
しております五つの産業プロジェクトという面
で日本が協力できないだろうかということが一つで
ございます。もう一つは、先ほど来お話しに上
がっておりますような日本の市場に対するASEAN
産品の輸出をふやしてほしい、こういうことで
ございます。後者の方につきましては、やはりい
ろいろ問題はあろうかと思っておりますけれども、た
えば、特惠を適用するに当たりまして、ASEAN
地域の産品について各国での加工度を累積して計
算してやるいわゆるグループオリジンを採用す
る、そういうことでありますとか、それからい
ろんな不満の中に日本の市場のシステムに対する
十分な認識がないというふうなこともあるよう
でございます。そういったことも含めてきめ細
かい施策をとってやらなければならぬのじやない
かというふうに思っております。

○宮地委員 通産省関税課長さんでちょっと範囲
が厳しいんじゃないかということで、私は経済協
力部長さんを要請したわけでありましたけれども、
残念な答弁ばかりで……。大変失礼でございます
が、増田審議官と帰ってきてお話し合いました事
実はあります。

○日下部説明員 いろいろ話は聞いております。
その中で私も、貿易、要するに輸入の拡大と

いう問題意識で、どうしたらいいかということ
を話しておるわけでございますが、増田審議官の出
張の前からそういう問題意識をわれわれ十分持
ておりました。今度お願いした、実際にきょうか
ら実施されておりますが、特惠等の面におきまし
ては、ASEANのことを非常に考えたかつこう
で私も私として進めております。

○宮地委員 せっかく五カ国訪問してきた、皆さ
んの先輩が行ってきたわけでありましたから、も
っと省内でしっかりと根回ししたいと思います。か
つと省内外でしっかりと根回ししたいと思います。
研究していただきたいと思っております。限られた時間
でございますので、次に移りたいと思っております。

今回のアジア開銀の、特に先ほどから出てお
りますところの通常貸し付けの条件が世銀などに比
べまして少し高いのではないかと。現行アジア銀が八
・七％、世銀が八・五％、こういうことで、今後
アジアにおける経済協力、こういう中で総裁国で
あるわが国がやっておるわけでありましたから、当
然発展途上国また加盟国の皆さんからいろいろ
と御要請はあると思っております。当然一つの経営リス
クというものを考えていけばそれなりのバランス
は必要であります。やはりもう世銀と同じぐら
いの条件の緩和を検討してもいい時期にきている
のではないかと、こう思うわけでございますが、大
蔵省としてどのように考えておるか。

○藤岡政府委員 まさに御指摘のとおりでござ
います。なぜアジア開銀の方が世銀より若干ですが
金利が高くなるかなければならぬかと申します
と、結局、国際金融市場で資金を調達いたします
ときに、世界銀行は長い歴史がございまして知名
度も確立しておりますし、また大きなロットで資
金を調達するということから、比較的安く資金が
手当てできるという事情はあろうかと思えます。
アジア開銀につきましても、今後だんだん世界の
市場で知られてきまして、その業務も拡大してま
いれば、大きなロットで債券の発行等ができるこ
とになるかと思っております。そうならば、金利に
おきましても世銀とそう違わないものになるのじ
やなからうかと思っております。

○宮地委員 特に今回の福田・カーター会談で、
アジアにおける経済協力の役割、責務というも
のが、わが国の比重が非常に高まってきた。そう
いう中で、いままでも、田中元総理が訪問した際
にも対日感情があれだけ悪化したという具体例が
あるわけでありました。また今回のマニラ会議にお
いても、福田総理については若干の国からは余り
よい返事がもらえない、むしろ、マラッカ海
峽の先ほどお話ししましたような三國協定ができ
る、こういう中で、日本がリーダーシップをと
って、対日感情をやわらげ、本場にアジアの中にお
いて名実ともに先進国としての責任を果たしてい
る、こういうものを示していく意味合いにおいて
も、アジア開銀における総裁を日本がとって
おる、これは非常に大きなポイントゲッターにな
るのじやないかという意味で、より機能的拡充ある
いはそういう融資の条件緩和、こういうものには
日本がもっと積極的に取り組んで、そのリーダ
ーシップを示しているんだということが、あらゆる
面で、外交面あるいは経済協力の面、あるいは対
日感情の緩和、こういう面には大きな、よい影響を
与えるのではないかと私は思っております。

そういう意味合いにおきまして、この金利の条件
緩和、あるいは逆に、いまマニラに本店があるわ
けでありますけれども、今後積極的に支店を設
置するとか、もっとも中身の充実といいた
く、質的充実を図って、本場に経済協力のリー
ダーシップをとって、こういう感じにしてい
くべきではないか、こう思うわけでありま
す。その点についての考えを伺いたいと思
います。

○藤岡政府委員 おっしゃるとおりに存じます。
アジア開銀は、できましてから十数年たっ
たわけでございます。ゼロから出発いたしまし
て、ようやくいまや融資の残高も三十四億ドル、そ
してアジア開銀の借入国にとりましては多
国間援助の三割を占めるというところまで来たわけ
でございます。当初の二年間ぐらいは組織の基礎づ
くりということで融資はほとんどなかったわけ
でございますので、その後の活動を見ますと、かなり

のテンポで進んできた。しかも、その際に、歴代総裁あるいはその幹部、日本人が出向あるいは向こうへ参りまして、その一翼を担ってきたということでご覧いただけますので、今後とも金利その他の問題につきましても、日本代表の理事を通じて日本の考え方を訴えて、アジア開銀の経営が正しい方向に向かうように努めてまいりたいと思います。

○宮地委員 先ほどもお話がありました、このアジア開銀に勤めている職員の中で日本人が二十

九名、約七百五十名の中で全く徴々たる数であります。大蔵省の出向といつてもわずかな数である。このように聞いているわけであります。そういう点で大蔵省あるいは外務、通産、こういう優秀な方々がもっともと積極的にその機能の中の役割りも果たしていくべきではないか、そういう点について、口では、非常に理論的にはかっこうのいいように見えますけれども、實際、行動になると弱い、こういう感じがしてならないわけであります。

そういう点で、今後そういう中身の質的な拡充、そして本場にアジアの中の日本というものが、発展途上国に対して人間の面あるいは機械的な面で積極的な役割を果たしているんだ、こういう姿勢を示していただきたい、こう思うわけですが、これは政務次官、その方向、決意などについて伺いたいと思います。

○高島政府委員　ただいま御指摘のようなことにつきましては、先刻来もういろいろと御意見がございまして、その都度私どもの立場を申し上げてまいりましたところでありますが、強力的リーダーシップを発揮しろと言われますと、あべこべに今度はそれが、日本が優越感を持って臨んでいるんじゃないかというようなことで、逆に反感を醸成するというようなケースもあるわけであります。少なくともこのアジア開発銀行に關しましては、域内国、域外国等が協力し合つて、金を出し合つて、そして本當に力を合せてアジア周辺地域のために活用していこう、こういうたてまえになつておるわけでありますから、日本は余りに分を過ぎた

と一緒にするという事は健全な今後の融資のあり方だと思えますので、これは民間が自主的におやりになることではございますが、私どもとしてはそういうものが進捗するという事は歓迎したいと思えます。

○宮地委員 いまお話を最後に少しありましたけれども、そうなりますと、特にアジア地域向けの開発融資で、日本の市中銀行との協調融資の役割は高まってくると思えます。そうなりますと、やはりリネットは為銀のドル融資の規制の問題である、こういうことになります。いわゆるドル融資規制の緩和という問題がクローズアップされてくるわけであります。そういうことで、緩和の問題のむずかしさもあると思えます。これはちょっと担当がおりませんので、政務次官から御答弁いただくことになると思いますが、そういうような、いま局長さんは前向きに検討していくような状況にある、半面、ドル規制の問題、この緩和を検討されるのかどうか。

○藤岡政府委員 為銀のドルによる対外貸し付けにつきましては石油危機の後三年間ほど自粛をお願いしてまいりましたけれども、といえますのは、石油危機の後、膨大な石油輸入の資金を中心に為銀の短期のドル債務がふえまして、その額がおおよそ三百億ドルくらいになっておるわけでございます。これに加えて、ほとんど対外貸し付けをいたしますと、またその短期の債務をとってくるといふことで為銀のあり方としても健全ではありませぬし、また日本の対外ポジションを健全にするという見地からも好ましくございませぬので、三年間ほど自粛をしてまいりましたわけでございます。昨年の秋以来、石油危機によります国際収支あるいは為銀の対外ポジションに對しますインパクトが一応一段落をいたしましたので、為銀の短期債務を悪化させない限度で対外貸し付けを認めていこうというところで緩和措置を打ち出して、その後幾つかの貸し付けが現実に行われていくという状況でございます。

○宮地委員 最近特にアジア開発銀行について、

午前中も少しお話が出ましたけれども、ベトナムの経済復興には積極的な援助の手を差し伸べるべきである、こういう声が国際的にも高まりつつあるわけでございます。その取り扱いについてどのように検討されておるか。

○藤岡政府委員 アジア開発銀行につきましてお答え申し上げますが、アジア開発銀行に關しましては、ベトナムが統一をされまして、昨年七月に統一されたベトナムとして正規の加盟国になったわけでございます。それ以前にアジア開発銀行がすでに南ベトナムに貸し付けの約束をして、一部現に貸し付けが実行されていたものがあつたわけでございますが、それはしばらく中断していたという事情がございます。

昨年の七月に南北統一されまして正式のメンバーになりました以来、その再開について検討がなされてまいりまして、ことしの一月にはアジア開発銀行から調査団がベトナムを訪れるという段階まで参つたわけでございます。アジア開発銀行の政策といたしましては、政治的な配慮によって融資に手心を加えるということにはいたしません。融資はあく協定上の規定がございまして、ベトナムはほかの加盟国と同様に今後扱われることになるのでございまして、それに加えて、ベトナムが戦災によって大きな痛手をこうむつたという事情がございまして、融資に当たっては、そういう点を考慮して融資を進めていくということになるうかと思っております。

○三宅説明員 日本の対ベトナム政策の前の方の関係を御説明いたします。

すでに前に御説明いたしました、無償援助資金供与につきましては、今度、ベトナムの政府から正式要請がありましてはケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っております。ただ債権債務の大きな問題が現在交渉中でございますので、それとの関連性も考慮しながら考えていきたい。それから、技術協力でございますが、これは、これまで正式な外交ルートを通じて要請が参りました場合には、ケース・バイ・ケースに、す

なわち日本が出し得るか、それはどの程度の効果を持ち得るか、総合的に考えながら対処していきたいと思えます。政府借款につきましては、これはまことに従来の債権債務の問題をどう解決するか、それと新規援助をどうするかというところは非常に関連して、問題でございますので、この関連を見ながら今後考えていきたい。私たちとしては一日も早くこの債権債務問題が双方の満足する形で解決したいと思ひまして、現在鋭意交渉中でございます。

○宮地委員 次に、先ほども少し大臣に伺いましたのですが、累積債務の問題について少し伺いたいと思ひます。

日銀の調査によりますと、ASEAN五カ国の一昨年末の対外公的債務残高が約百五十億ドルに達してある。オイルショック前の七十二年末に比べまして一・九倍。民間信用についてはその間約四倍になつていとも言われております。特に先ほどからお話しておりましたように、今回の日米首脳会談の結果、日本のASEANに対するところの経済協力援助、こういうものの促進が当然なされてくるわけでございますが、このASEANの悩みの一つである累積債務、この問題について具体的なところまで対応を考えていかなくてはならない。こう思ひますが、先ほど大臣からは南北問題という立場から御答弁いただいたわけでございます。事務当局として具体的にどのようになら考えておられるか、伺いたしたいと思います。

○三宅説明員 ASEANの対外債務、確かに百五十億ドルでございますが、これは開発途上国全体の公的債務、これは一九七四年末現在で千五百億ドルというところでございまして、いわば十分の一。したがって、このASEANの債務累積問題は全体の債務累積問題の一環として考えていた方がよろしかろうと思ひます。具体的に、ちやうどパリにおける国際経済協力会議の閣僚会議、それから場合によってはその首脳会議など、それが控えておりました、現在各国政府と十分協議し

ながら、どうやって全般的な問題としてこれに対処していくかということで意見調整中でございます。

○宮地委員 特に発展途上国の対外債務の累積に伴ひまして、最近外為銀行の発展途上国に向ける融資に非常に慎重な姿勢が目立ち始めていくわけでありまして、新方式として、欧米の銀行を誘つての国際協調融資団を編成する、そういうやり方に切りかえていく意向とも言われております。このような外為銀行の姿勢の変化は、今後のASEANなど南北問題の展開に大きな影響が出る気配であります。そういう意味合いにおきまして、大蔵省としてこの点、外為銀行に對してどのような行政指導をされておるか、まず伺いたしたいと思います。

○藤岡政府委員 為銀の海外貸し付けにつきましては、先ほど申し上げましたように、石油危機の後、自粛をしてまいりましたけれども、銀行の経営を健全にするという見地から、いろいろ慎重に考えておるわけでございます。全般的には、昨年の秋緩和されて以来かなりの対外貸し付けが行われておるわけでございます。特に消極的になったという感じはいたしておりません。

ただ、先ほども触れましたように、IMFがその国に對しまして融資をするとき経済再建の条件がつくとか、あるいはアジア開発銀行が貸し付けをいたしますときに一緒にやってくとか、あるいは欧米の銀行が貸し付けをするときに一緒にやってくというところでございまして、為銀としてそういう協調融資的なものに乘つて貸し付けをするという傾向はございまして、全般的には特にASEANあるいは開発途上国に對する融資を消極的に手控えているということではないと思ひます。

○宮地委員 特に心配されることは、発展途上国から、このような慎重な姿勢が逆にわが国の融資が抑制に転じた、このような反響を受ける、こういうことについては注意をしなければならぬとい

思います。特にそういうような状況下において、外務省と通産省にちよつと伺いたいわけであり、すが、当然この発展途上国向けの融資の中には、プラント、鉄鋼などのいわゆる輸出代金として供与するケースも多いわけであり、そういう意味で、為銀のこうした慎重な姿勢が逆に日本の貿易、商談、こういうものに大きな影響が出てくるのではないかと、すなわち外交上、通産行政上に影響を与えていくのではないかと、こういう心配があるわけでございます。その点どのように受けとめておられるか、伺いたいと思います。

○三宅説明員 確かに民間の、これはプラント輸出の關係でございますが、これにつきましては、現地のまず外貨事情とか、そういう相手国政府がそれを買うというふうな経済情勢でなければならぬかできない。その場合に、日本としてできるだけ有利な条件の融資をつけていくというふうでございます。われわれとしては、経済協力は単なる政府開發援助のみならず、そういう民間の交流を通じて経済發展が行われるという意味におきまして、できるだけ輸銀枠の拡大とか、あるいはこれにまつわりまするいろいろな観点から促進してまいりたい。その場合に、同時にそれに見合います、あるいはそれを補完する意味におきまして、政府開發援助の拡大はぜひとも必要であるというぐあいに考えております。

○佐藤説明員 ただいま外務省の方から答弁がございましたが、経済協力の推進、それで公的資金を増大しつつ、いわば民間の活力ある活動を期待する、これが私どもの立場でございます。そういういろいろな、民、公あわせまして協力を推進してまいりたい、こう考えております。

○宮地委員 時間がありませんので、次に移りたいと思います。

日本とASEANの心と頭脳を結ぶASEAN総合大学構想が最近ASEAN五カ国の元日本留学生の一人であるインドネシアから早稲田に留学していたウマル・トシンという現在ムハマディア大学の工学部長であります、この人の発案で進

められておるわけであり、特に二月には福田總理にもお会いし、その協力を得られる感觸を得た、このようなことが報じられているわけであり、すが、具体的に政府として資金援助など、積極的に取り組む考えがあるのか、まず伺いたいと思います。

○枝村説明員 ただいまお話ししたウマル・トシンさんは、日本から帰りました後、在ジャカルタのわが方の大使館にも参りまして、こういう計画があることについて話しておりまして、その關係の報告も来ておるわけでございます。現在のところ、まだウマル・トシンさんの個人的な考えというところ、このようでございますが、六月にマニラにおいてASEAN諸国の人たちで日本に留学した経験のある人たちの協議会というふうなものの創立總會をやりたいというところのようでございます。その場でインドネシア側からこれを提案してみんなの賛同を得たいというのがトシンさんから大使館の方にあった説明でございます。

ASEANとの關係でございますけれども、私どもとしてはある程度積極的な姿勢をもってこれに協力し、いろいろなアイデアを出すということもございまして、公的にはASEAN諸国の方から自主的なASEAN側の構想として出てくるのを待つて、それに対処していくというのが一つの基本姿勢でございます。

ただ、私どもといたしまして、現在のところASEANとの關係というのはややもすると経済面、経済協力面が強いので、何か文化面でのつながりを深めていくような考えはないだろうかというところを考へておるところでございます。こういったことも、いま申し上げましたようにまだなかなか公的な政府レベルで資金援助がどうということになるには時期を要するかと思ひますけれども、一つの構想として承知しておきたいと思つております。

○宮地委員 今回のASEAN総合大学構想については、いわゆる人間開發をねらいとしており、日本と東南アジアを結ぶ心のかけ橋として大變期待

待をされているわけであり、すでにインドネシアにその用地も検討されておるとも言われております、この中には日本學部、こういうものも設置しようという計画もありますし、その目的とするところもわが國が敗戦の廢墟からこれだけのエネルギーをもつて復興したその日本民族の勤勉さ、規律、責任感、こういう特性を導入したい、そしてASEAN諸国の人間開發のセンターにしたい、これはまことにすばらしい青圖面である、こう思ふわけであり、でありますから、こういうことが具体的に進んできた段階において、大蔵省としても、現在のわが國の東南アジア諸國における經濟協力、また何と言つても同じ地域の民族としての温かい人間關係、お互いの繁榮というものを考へていつたとき、こういうまことに潤いのある計画については積極的に資金援助もしていくべきではないか、こういうふうな思ふわけであり、それに對する政務次官の答弁をいただきました、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高島政府委員 まだ具体的に大蔵省としてただいまの御計画について承つておる段階にないように思ひますけれども、ただいまの御発言の御趣旨のものとするとするならば非常に意義あることではなからうか、このように思ひますので、いづれ具体的な計画が出てまいりました段階におきまして、私どもがどの程度の、どのような御協力を申し上げるべきかということについて十分検討させていただきますと思ひます。

○山下(元)委員長代理 ただいま海外經濟協力基金總裁石原周夫君及び海外經濟協力基金理事大島隆夫君の両参考人が御出席になつております。両参考人には御出席をいただき、まことにありがとうございます。

御意見は、議事の都合上、委員の質疑によりお答えいただくようお願いいたします。

○荒木宏君 参考人の皆さんには大變御苦勞さまでございます。特にまた新總裁は、御就任間もな

い大變御多忙なところを御協力いただきましてありがとうございます。

御案内のように、海外經濟協力のあり方の問題につきまして本院でも論議が重ねられてまいりました。たまたま多國間協力に關する法案が現在當委員會で審議中でございますが、この機会に先般本院予算委員會で論議になりました韓國に對する借款、とりわけソウル地下鉄あるいは國鉄電化に關する借款につきまして価格に水増しがあつたのではないかと、この疑念が提起されました。これは参考人總裁御就任以前のことでございまして、ずいぶんと報道機關でも報道されましたので、お聞き及びのことであらうかと思ふのでござい、話が出ますと、あれは一体どうなつておるのか、水増しがあつたのではないかと、事實關係がいろいろ具体的に提起をされておる、また、本日お見えをいただきました大島参考人にも内容について予算委員會で御答弁もいただいたわけであり、すが、その各項目それぞれについていろいろ實地に当たりましたところが、御指摘の内容と數字がいささか違つたという、言ふなれば、御説明をいただいたままです疑念が深まつてきているという、のが、大方の受けとめ方であらうかと思ふので、それで、今後における海外經濟協力のあり方、あるいは基金の運営を円滑に進める上からも、御就任間もない時期であり、この案件について疑念を晴らすために、真摯な御努力をいただいでしかるべし、かように思ふのでござい、すが、總裁のその点の御意見をまず伺いたいと思ひます。

○石原参考人 ただいま御指摘がございましたように、四十八年の機會とことしになりましたからと二回にわたりましてソウルの地下鉄の車両の価格につきましての御質問をいただいたわけであり、すが、最近におきましても數回の御答弁を申し上げております、私どもの基金の審査と申しますか、その契約の内容につきまして審査をいたします立場というのをまず基本的に申し上げて

おく必要があるかというふうに考えるわけであり
ます。

それは、開発途上国から申請のありました事業
計画につきまして、その内容が適切であるかどう
か、またその達成見込みがあり、借款の目的が達
成されるかどうか、そういうことをチェックする
ことが本来の趣旨になるわけでありまして、具体
的に申し上げますと、当該プロジェクトがどうい
う背景を持ち、実施の計画がどうか、財務状況がど
うか、実施体制がどうかという点につきま
して検討を行うわけでありまして、基金の立場
から見ましてそのプロジェクトが円滑に実施され
るかどうかにポイントがある。したが
いまして、ただいままでの御議論のありました調
達価格というものをどう見るかという点につま
ましますと、先方から契約の承認申請書が提示
されました場合、支払い条件であるとか納期であ
りますとか、あるいは数量、金額、それらの内容
をチェックしました上で契約の承認をいたしてお
るわけでありまして、調達価格につきましては、事
業の実施者であり、また調達の責任者でもあり
ます相手側が、所定の手続に従いまして供給者と
合意した価格であるということでありまして、コ
ストの内訳につきまして個々に立ち入っておると
いうことをいたしましておりません。類似の取引
価格というものを参考にいたしまして、仕様がど
う違う、取引の形態がどうである、取引時期の差
異というふうな事情を見まして総合的に勘案をし
てチェックするという立場でございますので、
コストの内容に非常に立ち入りましてのことになり
ますと、基金としてはそこに立ち入って審査をい
たしているというわけではございません。

をいたしまして、たとえば都営地下鉄との比較
であるとかいろいろなことにつきまして申し上げ
たわけでありまして、その際に御説明申し上げ
たように、これはこういうふうな仕様が違ふ、あ
るいは時期が違ふ、したがって大体この程度
の価格というところは問題のないところではな
うかというふうな判断をいたして今日に至って
おるような状況でございます。

○荒木委員 通常の取引の審査でありますとある
いはおっしゃるような点もあるかと思ひます。
ただ、総裁も御案内のようにアメリカ国務省の前
朝鮮部長でありましたレイナード氏の発言などの
報道もありまして、政治的な腐敗、汚職が絡んで
おるといふとそれらの方を世間ではいましてあり
ます。私はそうしたときに、政府関係機関である
いは政府出資に係る公的な性格を持った機関のあり
方として、本来取引ベースのものは取引ペー
スで審査をすればいいということだけで世間が納
得するであろうか、つまりすべての案件、ことは
どさうに全部政治的な問題を考慮に入れてとい
うことを申し上げているわけではございません。
たまたま本件の問題となりまして経緯あるいは
ま世間に与えております影響、そうした点から、
これは一般と同じような扱いでいいのだというこ
とは、少し政治に対する国民の信頼というものに
こたえるゆえんではないのかという感じが
するわけでございます。

これは総裁から伺いました御意見についての私
の意見でありますから、御留意いただくといたし
まして、いま取引条件について適当であるかどう
かを見るというお話がありました。たしか内部の
処理の仕組みでも、審査の受け付けをなすって、
それを吟味なさるという過程があったと思ひま
す。大韓民国円借款輸出契約申告書というものが
四十八年八月に提出をされました。ここに従来の
論議における御答弁ですと、取り扱い商社、本件
の場合は三菱商事であります、予想利益率とい
う欄が申告書の中にある、こういうお話がござ
いました。そこで伺いたいのですが、何のため

に予想利益率を申告させるのか、書面の中にこの
項目が規定されておる目的、ゆえんを御説明いた
だきたいと思ひます。

○石原参考人 円借款をやり出す場合の輸出入契
約の申告書の性格でございますが、借款契約をい
たしております、その規定せられておるものは実
は輸出入契約の申告書ではないわけでありまして
輸出契約の承認をいたしますのは、納入先であ
ります、この場合には韓国政府に相なるわけであ
ります、韓国政府の方から出してまいります契
約の申告がございまして、それを承認をいたして
おるわけでありまして、ただ、それに付随と申しま
すか、関連をいたしまして、国内の納入者から輸
出入の契約の申告書をとるわけでありまして、こ
れはただいまお尋ねになります手数料と申しま
す、あるいは予想利益と申しますか、それはその
輸出入契約の申告書のいわば付記事項でござい
まして、本体ではございせん。本体につきま
しては先ほど申し上げました車両の価格が幾らであ
るというふうなことでございまして、そのうち手
料が幾らであるあるいは予想利益率が幾らである
というところは書いてございせん。それに付随し
て国内の契約の申告書が出てくるわけでありま
す、その分にはいま申し上げました予想利益とい
うものがございまして、これはもし全体を国内の
契約の申告とあわせて見ます場合に、一つの参
考事項であろうかというふうに考えるわけであ
りますが、申し上げておきますのは、いま申し上げ
ましたように輸出入契約の申告の本体というものは
予想利益率が入っていない、それは一つの参考に
書いてある部分に載せられておるということをし
り上げるわけでありまして。

○荒木委員 参考に書かせるというお話があつた
のですけれども、輸出者予想利益率、これはす
でに論議の中で当該の三菱商事の社長さんが二
というところをお述べになりました。その委員
席には大島理事もお出でございましたから十分御
承知と思ひます。五千八百七十七万円の二
といたしますと、ざっと概算で一両当たり百万円であり

ます。ところが、これもまた同委員会の論議で明
らかにしておりますが、メーカーであります日
立製作所の方から三菱商事に納入しましたのは五
千五百五十万円、そういったしますとこの五千八百
七十七万円の二の約百万円を除きますと、その残
高が本来は日立から納入されたCIF価格と、こ
れが通常の考え方であるかと思うのです。もち
ろん、運賃あるいは取りかえ部品、輸出諸掛か
り、いろいろありますが、これは五千八百七十七
万円の上積みとされました。大綱は六千三百
万円になっておるのですから、これはもう別建てだ
というところはすでに論議の中で明らかになってお
ります。そういったしますと、五千八百七十七万
と五千五百五十万円の差額、ざっと概算いたしま
すと六、七百万円になります、ここから二%相当分の
百万円を除きました残高の五百五十万円、百
八十三万ですから概算で約十億円足らずと言わ
れるのですが、これは一体どこへ行つたのか、いま
論議になっております疑惑の焦点の一つはここ
にあるわけですが、改めて問題が提起されて、参
考としてではあるけれども、おとりになつた書類
の中には数字が二%として出ていて、それを
基礎に計算すると十億円余りがどこに行つた
のです。これは総裁どうごらんになっておる
のです。これは私当然の疑惑ではないかと思ひ
ます。これは総裁どうごらんになっておる
のです。

○石原参考人 前回の機会に、ただいまおし
やりましたような関係者の方からの答えがあつて
二%という利益率が出ておるというふうに承知を
いたしております。これは純利益率でございま
して、一二%という数字は、これはグロスの利益
率でございまして、したがって、それをそのま
まストレートに比較をしていただくわけにはま
らないと思うのでございまして、御指摘になり
ますような、そこに大きな差額があるではないか
という点につきましては、数字はある程度違ふ
が差額はあるんだというふうに考えるわけであ
ります。

その点から見まして、ただいま問題になってお
りますソウルの車両一台当たりにいたしまして五
千八百七十七万円はどのようになるかと思ひま
す、その金額が、先ほど申し上げましたような類
似の取引価格あるいは取引の時期、内容、仕様と
いうようなものから見まして大体問題がないの
ではないかというふうに考え、その後果次の御質問

ただ、輸出入契約の申告書に出てまいります

数字は、実はその契約を出しますときにはまだ供給者との間に最終的な決着を見た価格ではございませんで、その輸出入契約の申告書を提出いたします時期におきます一つの見通しと申し上げますが、数字でございます。したがって、その出しました数字が最終的に供給者との間に決着をいたしましたときの数字とは変わることあり得るわけでありまして、実は四十八年の時期にいろいろ決算委員会でするか、問答があったわけでありまして、そのときに基金の方で関係者にいろいろ問い合わせてみましたときの感触では、これは正確な数字ではありませんが、グロスの利益率で一〇〇見当ではないかという推定をいたしておいたようにあります。それは先ほど申し上げましたように、最終の供給者との間の決着が済んでおります前の数字と、決着が済んだ後の数字の差に相なるわけでありまして、それが週日の委員会では一二〇という数字になったわけでありまして、そこでまた若干の食い違いが出ていたわけでございますが、利益率が高いか安いかにいうことにつきましても、いろいろ判断の余地があると考えておりますが、私も最初二〇という純利益率の計算を一応参考数字として見ておるわけでありまして、それに対して四十八年に持ちましたある推定からいたしますと、最終の数字はそう著しくかけ離れていないということを申し上げておるわけでありまして。

○荒木委員 いま参考人は、若干数字の違いがあるということをお認めになって、そしてグロスとしての利益率はそう大きな違いがないのではないかと、こういうふうにお述べをいただいたわけでございます。

そこで私は、グロスの利益率、マージン率というものが大体どのようなものであるかというところを検討する必要があるんじゃないかと思うのですが、通産省、見えていただいておると思えますけれども、四十八年、四十九年、五十年、この三菱商事のマージン率、これがどのぐらいのものであったか、そしてまた、よく比較されます十大商

社の中でその数字が飛び離れたものであるか、あるいは大体並みのものであるか、この点数字の方だけ簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答えさせていただきます。

マージン率、いわゆる商社活動におきます国内あるいは海外組織があるわけでございますが、それに沿う経営分析上の指標といたしましては、分母に売上高を書きまして、分子に総利益といひますか、いわゆる売上高から売上原価を引いた数字を分子に書く、そういうことが一つの指標に、インディケーションでございますがなるんではないかと思ひます。

私ども通産省といたしまして、そういう商社活動につきましても一応の統計というのは貿易業態統計調査というものをやっております。これは約六千の商社を対象にいたしましてその状況を把握いたしているわけでございますが、先ほど申し上げました売上高総利益率というものは、もちろん前提といたしまして商品だとかあるいはスポット買いだとか継続、反復と、いろいろマージン率が違うわけでございますが、グロスで見ましたあれといたしましては、いわゆる輸出入活動を行っている商社でございますが、この売上高総利益率は大体五〇台、六〇弱、四十八年の統計によりまして五・八ぐらい、それから四十九年に石油ショックでちょっと下がりました五・三ぐらい、五十年で五・六ぐらい、大体六〇弱という感じで御理解いただきたいと思います。それから、十大商社につきましては二〇弱という形が有価証券報告書から出ている数字でございます。

○荒木委員 全商社ということになりますと中小がすいおんと入ってきます、これはいまも總裁がお聞きのように、マージン率はかなり高いわけですね。有価証券報告書によりまして、大体十大商社は二〇ぐらゐが普通の状態でありまして、また法人企業統計年報によりまして、売上高総利益率は卸売業で四十八年が一・八、四十九年が一・三、五十年が〇・七。さらに資本金百億円から一千億円までをとりますと、売上高総利益率は、四十

八年が一・八、四十九年が一・一、五十年が〇・五、大体二〇弱というのが統計年報によりまして有価証券報告書によりまして、三菱商事と同規模の企業のマージン率だということになります。これは先ほどの参考人のお言葉をかりますと、グロスとしての利益率でありますから、本件の場合は一〇〇を超えている、グロスで計算しますと、確かに仕入れの方の値段がまだ決まっていな、そういう点で後で多少の違いはあるかと思うのですけれども、五倍もの違いというのはいかなるものでありましょうか。特に借款として行われた取引にどの点から見ても二〇弱というところになっておるにかかわらず、五倍ということになりますと、これは大変なもうけと云つてもいいんじゃないかと思うのですが、そういう異常なもうけの種になるということがそのままたかり通るものであるかどうか。私は十億ほどの金がこのふところに入ったかはまだわかりません。だがしかし、仮に總裁が言われますように一〇〇を超える利益率というものが出されたとするなら、ここに異常なもうけ、少なくともこの件について十億円近い金の行方ということが問題になると思ふのです。通常の取引以外にはみ出す金ですね。

そうした点で私は、御就任間もないことではありますが、先ほど通常の御処理のあり方を伺ひまして、その点について私はいま問題提起しているわけではないのですけれども、こういう経過をたどりまして、いまこのような事態になつておいて国民の多くがそのことを知り、疑惑を持ち、しかもいま申しましたように利益率が通常の五倍以上という、しかもそれは借款であるという、これはどうもこのままにされておくといいこととは適當ではないんじゃないか。いろいろな御調査の手だて、方法もあると思うのですけれども、なお鋭意御努力をいただいて、これに対する基金としての対応策ですね、これはぜひ疑惑を晴らすという方向でお考えいただく必要があると思ふのですが、どうお考えになりますでしょうか。

○石原参考人 先ほどお答えを申し上げましたように、基金として審査をいたしますポイントになりますのは、それ以外の、いろいろ先ほど申し上げました状況とともに価格が一つのポイントになることは先ほど申し上げたとおりであります。しかしながら、基金の審査をいたしますのは、先ほど申し上げましたように、類似の取引というものの価格をベースにいたしまして、先ほど申し上げましたのは仕様でありますとか、あるいは取引の時期の関係あるいは取引の態様の関係、そういうようなものを見まして、一両当たり五千八百七十万円という数字を見まして、それがいかであるうかという判断をいたしておるわけでありまして。先ほど来御指摘のありますように、当初に当事者の方から出してまいりました数字におきましては純利益率二〇というものでありまして、それと相対に乖離をいたしておるということでございますけれども、商社としての平均の利益、それは確かに一つの目安でございますが、これはまた一つの平均でもございますので、全体の数字の落ちつきがどうであるかということにポイントを置いております関係上、それが一〇〇程度になったかというところを四十八年当時推定したということを上げましたけれども、それで著しく不当な利益であつて、これは基金当局としては正をしなければならぬという判断には当時におきましても到達をいたさなかつたことでありまして、今日その数字が若干変わつてきたわけでありまして、今日の数字につきましては、それが正を要するというふうにはいまのところ考えておりません。

○荒木委員 取引価格の問題はいろいろあります。しかし、並みの数倍のもうけということに明らかになつておるのではありません。私は、基金の目的に、商社の異常なもうけのネタを供給するということとは恐らくなからうと思ふのです。経済安定、経済発展、経済協力ということでありまして、そこには介在する商社の通常のマージン、これは見られると思ひますけれども、政府の方から出資をされておつて、もとは国民の税金です、財投もお取り扱いになつておる。そのときに借款にか

供給者と間に最終的な決着が つきます以前のものではありますから、したがって、そのときに出てまいりました参考事項に載っております利益率が必ずしもそのとおりまいらぬということになりますのは、先ほど申し上げたとおりであります。出ました結果につきまして、これが著しく不当であるかどうかということに相なるのかと思いますが、私どもの持っております今日の意見は、それはかつて四十八年の当時一〇％程度になったということを考えましたときと同様に、その利益率がグロスの利益率で一％になったから、これはまた追いかけて是正を要するというにはならぬというのではないかというのが現在の判断だということとを繰り返して申し上げておきます。

○高島政府委員　先ほど川崎委員からも御質問がございました、その際にも申し上げましたけれども、いま總裁からもお答えがございましたが、個々の申請の具体的な細かな単価、内容等については、従来恐らく書面上の審査が行われておたただけであって、立ち入った細かいところまでの審査は恐らくなかったのではないだろうかと思われるわけですが、しばしば国会におきまして御質問が出ておりますような事態でもございますので、そうした点についての基金の審査機能等につきましては今後十分御検討いただくようにいたします。具体的ないまの取引の内容につきましては、私自身手元に資料を持っておりませんので、お答えをすることは差し控えさせていただきますと思います。

○荒木委員　時間が参りましたのですが、まとめでもう一言お許しただきたいのです。当時は二％で出ていてわからなかった。また論議になりました当座も、その後修正申告が出ていないわけですから、二％のままで御説明を続けられてきた。ところが、関係者が国会にお出になりまして、いろんな論議の中でわかってきた。私はそのとき、当然事後の審査――基金の業務の中に監査ということもあるのですから、監事という方もいらっし

やるのですから、つまり事後審査ということとは世間一般の考え方から言ってもあり得ることだと思ふのです。結論だけで、普通二％のマージン率が一二％でもかまわないのだとおっしゃってありますが、われわれの常識からはかなり違ふのではないか、金の性質それから事の経過。だとしますと、事後にその件をよく検討して納得のいくようにみずから説明を求められるというのが私の一つのおり方だと思ひますので、総裁の御意見は先ほど来お伺いをいたしましたけれども、この機会に私のこの件についての意見も申し上げておいて、引き続きまたいろいろな機会に問題提起もあらうかと思ひますが、どうぞ十分念頭に置かれることを希望したいと思ひます。

参考人はもうお引き取りいただきました結構でございます。ありがとうございました。

アジ銀の法案改正の審議でございますので、一問だけお尋ねしておきたいのでございます。

大臣にもお聞きいたしました、統一ペトナムに対する経済援助のアジ銀の態度でございますが、前の崩壊しました南ペトナム政権に対する態度とそれから統一ペトナム政権に対する態度と、政治的に差別をしないで同じに扱っている、こう何ってよろしうございいますか。

○藤岡政府委員 アジア開銀が融資を行うに際しましては、当然協定の規定に縛られるわけでございまして、協定の規定によりますと、政治的な態度によってその融資に手心を加えてはいけないということになっておるわけでございます。したがって、統一ペトナムに対しましてもアジア開銀の融資適格性のある対象国として平等に取り扱っていく。それに加えて、先ほども申し上げましたけれども、ペトナムは戦災をこううっているということ、それからききわめて貧しい経済状態にあるということは当然考慮されてしかるべきであると思うわけでございます。

○荒木委員 最後の二問、申し上げますが、私は、この前後のアジ銀の態度がずいぶん変わっているんじゃないかと思うのです。と申します

のは、アジア開発銀行のニューズレターを読みますと、第六回年次総会、ここで当時の井上総裁が演説をされておりますけれども、今後インドシナ全域の復興開発に關してアジア開銀が主要な役割りを果たす、この問題については世銀のマクナ馬拉総裁とすでに協議をし、両機関が全面的に協力することで合意している。四十九年の七回年次総会では、御承知のようにサイゴンは戦火のさなかにあります。戦争をやっておったわけです。そういう状態で、しかも、七回年次総会の演説を読みますと、南ベトナムは経済発展のスタートが阻止されている、つまりまだスターラインにさえついていない、経済発展のために援助という本来目的からしますと、まだ、バッテリーボックスにも出しておらぬときに、いま申しましたことを援助することが主要な役割り、任務である、それからこのことはマクナ馬拉さんとも十分話がついておる。これはマクナ馬拉さんとも十分話がついておる。大変積極的といえますか、アジ銀が先頭を切っていくのだ、こういう話です。ですから電力プロジェクト、それから通信プロジェクト、灌漑のプロジェクト、あるいは国立職業訓練センターのプロジェクト、特別な基金、ソフトウェアも含めていろいろなプロジェクトを援助しよう、こう来ておるわけです。ところが、昨年の四月総会ではがらり態度が変わりまして、財務政策が大いに問題だ、返済能力を十分吟味しなければ軽々に貸せないのだ、こういうふうに変わってきておるのです。つまり、統一ベトナム政権になったら、いままでのようにアジ銀が先頭を切って世銀も一緒にやって二人三脚でさあ行きましようというのが、手のひらを返したようになっている。それではいかぬじゃないかというので、午前中申し上げた西ドイツ、フランス、いろいろな国が、やらなければいかぬじゃないか、こう言っておるのですが、日本代表はその点についてはノーコメント。私は、これから今度の総会の態度を御検討ということを午前中伺ったのですが、こういった、だれが考えても前政権の当時と統一ベトナムのときとアジ銀の態度が変わっている、しかも日本代表はうんと後退し

ておる方向に追随していつておる、大きな発言権がありながら、總裁まで出しておる国でありながら、こういう態度はぜひ再検討していただきたい、そのことが委員会でも論議になったわけですから、その論議を踏まえてひとつ御検討いただきたい、こういうことを申し上げたので、その御答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。政務次官の方から願います。

○高島政府委員 ただいまの御質問の趣旨につきましては、十分検討させていただきます。

○荒木委員 終わります。

○山下(元)委員 長代理 永原稔君。

○永原委員 少し形式的な質問になりますので、恐縮ですが、わからない点をお伺いしたいと思ひます。

条約に基づく国内法が二つ提案されております。一つは国際農業開発基金、国際法上の法人格を有するというのが明確にされておりますけれども、それといたしまして審議されておりますアジア開発銀行に対する増資の法律でございます。片や外務省、片や大蔵省所管ということになっておりますけれども、その内容を見ていけば、それぞれ低開発国に対する融資、経済協力、また部門別に見ましても、アジア銀の中の農業部門に対する融資が非常に高い、緩和されたいという条件によって貸し付けようとしているあるいは贈与しようとしているこの国際農業開発基金、これも両者本間に性格が似ておるような気がしてしょうがないのです。それを片や外務省、片や大蔵省、こういうようにお分けになっておるのはどういうお考えに立っておるのか、伺ってみたいと思ひます。

○藤岡政府委員 国際農業開発基金は農業を振興しておりますし、またアジア開発銀行もその融資活動の一部をいたしまして農業部門に対する融資を行っておりますので、その点で似たところもあるかと存じます。しかし、この国際農業開発基金がアジア開銀等のいわゆる国際開発金融機関と違います点は、たとえば具体的には国際農業開発基金の場合は、贈与が業務内容の一つと予定されて

いるとか、あるいは脱退時には返還請求権がないとか、あるいは拠出をしておりますが、開発途上国に対しても発言権が付与されているというようなところで、金融機関としての性格とは違つておるものが挙げられようかと思ひます。諸外国におきましても、世界銀行やアジア開銀等は、国際開発金融機関ということ、大蔵省あるいはそれに相当します財務省で所管しておりますが、国際農業開発基金の場合には、外務省とか経済協力省というところで所管しておるというのが実情でございます。

○永原委員 両方の法律を見てみまして、このアジア銀の方には出資額というのが明示されております。農業開発基金の方には、ただ拠出するということがだけで、予算の範囲内という言葉が入つておるだけです。このアジア銀の方で出資額を法律の中に入れるということは、これは法律事項でしょうか。

○藤岡政府委員 出資額は、国が財政負担をするということでございますので、法律が予算か、いずれにしても国会の議決が要するということになるわけでございます。アジア開発銀行のような国際機関の場合には、出資は、一年限り使われる資金ということではございませんで、それが資本金として残る、それに対しては、それが資本金としての地位が加盟国に残るといふ意味におきまして、法律で規定するといふ慣例になっておるわけでございます。

○永原委員 いまのお話で、株主としてそういう性格を持つておるのはわかるのですが、基金もやはり貸し付けであり、一部、八分の程度は贈与といふことはありますけれども、やはり資本金として残るのではないのでしょうか。

○中村説明員 先生のたゞいま御指摘の点につきましては、アジア開銀と国際農業開発基金のそれぞれの協定において資金の提供の仕方が具体的に決められておりまして、国際農業開発基金の場合には、提供する資金はあくまで拠出という形で提供することになっており、出資とその形態が異なる

っております。

○永原委員 拠出と出資の相違について説明してください。

○中村説明員 従来の各種のこれら国際機関の例を見てみますと、出資というのは、その機関が一定の金額の資金の枠を定めまして、それに対して各国がおのおのの国のそれぞれの持ち分権を提供する、そういう形の資金提供の仕方を指しております。

他方、拠出というのは、それらに比しまして非常に幅の広い概念でございます。いろいろな種類の提供の仕方がございまして、国際農業開発基金の場合にも、そういう形態の一つとして拠出という資金の提供の仕方を定めております。

○永原委員 いまの出資と拠出、ちょっとわかりかねたのですけれども、出資の一形態になるわけですか、この拠出というのは。

○中村説明員 出資の一形態ではないと考えております。

○永原委員 余りこのことにこだわっても意味がありませんけれども、それでは先に進めまして、私は何か立法技術的に、出資金が、第二条が改正されて、毎年というわけじゃありませんが、増資のたびにふえていく、こういう法律形態がおかしいと思うのです。実際条約で決められた事項を守りつつ予算措置をしていかなければならない。アジア開銀については、それが第二条を改正しながらずっと条文を直していくという整理の仕方、片や開発基金の方は、これは協定の方で十億ドルという言葉が入り、また予算措置で五千五百ドルという予算が計上されておりますが、そういうものは法律上何も出てきていない。何か法形態として開発基金のような法形態がとれてしかるべきではないかと思つて伺つたわけなんです。そういう点はどうでしょうか。

○藤岡政府委員 アジア開発銀行につきましては、御指摘のように、初めに第一回の設立をいたしますときの出資を決めまして、その後は一々毎回の増資のときに、法律で明記しないで、たとえ

ば予算の定める範囲内においてといふふうなことも、立法技術としてはあるかと思ひます。ただ、今回は従来の例にならつて法律で規定するということ、御審議を願つた次第でございます。

○永原委員 午前中のお話で、経済協力資金がGNPに対して七五〇・五九〇というふうな数字が出たと思ひます。この協力資金の場合に、アジア銀で出している出資金、これは枠ですけれども、その枠が入った数字でしょうか、それとも現実に拠出した金額を中心にした率でしょうか。

○藤岡政府委員 アジア開銀の第一年目の出資は、二十五億円の現金と、それから通貨代用国債でございます。現金と通貨代用国債と両方出しますので、出した金額はODAとして入るわけでございます。

○永原委員 払い込み資本じゃなくて請求資本ですから、請求資本総額がこの協力資金の中に入つておるかどうかということなんです。

○藤岡政府委員 出資金のうちの九割は請求払いでございます。その分は算入されております。

○永原委員 話を交えて、国際農業開発基金、これは特に世界的な規模において食糧問題を解決しよう、食糧増産を図ろう、こういうようなことで、緩和された条件による貸し付けまたは贈与が行われるというところは、一つの進展だと私は考えております。特に産油国を引き込んだといふところに新しい事態が見受けられますけれども、片やアジア銀の方を見てまいりますと、昭和四十一年に設立され、四十七年に増資、また今回第二回の増資が行われるようになっております。五十二年十二月末の部門別貸付承認の実績を見てまいりますと、農業部門に対して三億七千五百万ドル、全体の四五・二〇という数字が出ております。また、特別基金の貸し付けの方は四億一千五百万ドル、全体の四六・四〇、したがって、両者合算をしまして七億九千万ドルの農業部門に対する貸し付けというものが行われたわけでございますけれども、これに対して一体どれだけの実績が上がつて

いるだろうか、そこに疑問を持つわけです。特に ESCAP の報告、これは一九七五年、第三十一回の総会の報告でございすけれども、その中で、七〇年からスタートした十年計画、国連開発の十年計画のちょうど半分の年次が過ぎた一九七四年末をとらえた報告でございす、一部開発途上国の中で数億の人が貧困にあえいでいる、あるいは人口増加がやまないで食糧供給に陥っている、そういうような状態からさらに事態が悪化して数百万の人が死を待っているような状況になっている、そういうような報告がなされております。アジ銀が開設されて十年、最初の数年間は設立準備などにいろいろ忙殺されていたようです、実質十年はないでしょうけれども、こういうような特にアジア・太平洋地域の後進国の食糧問題、これにすでに七億九千万ドルに及ぶいろいろな投資がなされておりますが、これがどれだけの成果としてはね上がっているのか、そういう点について伺ってみたいと思ひます。

○藤岡政府委員 アジア開発の農業部門への融資によりましてどの程度成果が上がったかということとでございす、食糧増産、ことにその地域は米作なんかが多いわけでございす。生産性は上がっておりますが、いまここにそれがどの程度上がったかという資料は持ち合わせておりません。しかし、このアジア開発におきましてやっております農業関係につきましては、農業関係の融資をする前に、第一回の膨大なアジア農業調査団というものを域内の各地に回しまして、ずいぶん入念な調査をしてまいりましたわけでございす。ことにアジア地域におきましては農業の立ちおくれというものは、米作等をいたしておりますが、その灌漑の設備が十分にいたっていないところにあるわけでございす、日本からも農業技術の専門家を招きまして、水の管理から始めまして、末端にまで農業生産性が広がるような指導をしておるわけでございす。具体的に反当たり幾らになったかという数字はいま持ち合わせておりませんが、近くまた第二回の農業調査団を出そ

うということも聞いております。

○永原委員 専門はこれは農林省だろうと思うのですけれども、たまたま法律が大蔵省なりあるいは外務省になっておるものですか外務省の方に伺つたりあるいは大蔵省に伺うということに恐縮ですが、いまのような状況の中で国際農業開発基金というものが果たしてどれだけの実効が上がるのだろうか。特にアジア地域に対して何か一つの方針を持ってこれに臨もうとしていらっしゃるのかどうか、そういう点を外務省の方に伺つてみたいと思ひます。

○中村説明員 お答えいたします。

ただいまの点につきましては、国際農業開発基金は、従来の開発援助の資金に追加する資金を提供することを目的として間もなく設立されるものでございまして、その意味では、必ずしもアジアだけを目的とするものではないグローバルな機関でありますから、その中でアジアのシェアというものは必ずしも大きいと言えないかもしれせん。また資金規模も現在想定されておりますのが十億一千万ドルでございすので、その意味でも、ちょうどアジア開発銀行が設立された当初と同じ資金規模でもってグローバルな農業開発を手がけることにならる。かくして、いま先生のお尋ねの食糧増産にどれだけの寄与し得るかという点につきましては、いまのところまだ具体的に数字をもつて申し上げることはできませんけれども、ちょうどアジア開発銀行がこれだけの期間を経てこれだけ大きな機関になったと同様、国際農業開発基金につきましても長い視野を持ってごらんいただきたいと存じます。

○永原委員 食糧問題というのは非常にむずかしいと思うのですが、ESCAPではそういう報告を出しながら、OECDの長期食糧需給計画あるいは見通しというふうなものを見ますと、一九八五年までに世界の農産物の需給見込みが、穀物で最低一千万トン、最大四千四百万トン過剰になるだろう、牛肉などが二十万トンから百八十万トン過剰になるだろう、こういうような楽観的な見

方をした食糧需給の見通しもございす。これは昨年の七月に発表になったものだと思いますが、しかし、こういうふうな、後進国に対して資金需要にこたえようとする、大蔵省あるいは農林省の方では一体この世界の食糧需給についてどういふ判断をなさっているんだらうか、こういうようなことを伺つてみたいと思ひます。

○中村説明員 先生のおっしゃられました問題は非常にむずかしい問題でございす。ただいままでOECDなりFAOなり幾つかの機関が世界の需給見通しをつけておりますが、それぞれその時期なりその機関の性格なりによりまして、あるいはまた方法論の違いによりまして違った見通しをしておりますけれども、私もひとつ見通しをしておりまして、結論的に申しますと、国際需給は今後非常に不安定な状況が続くのではないかと、こういうふうな考えをしております。

その理由をいたしましては、需要面におきましては、先進国におきまして飼料穀物需要の増加が非常に目に見えらるわけでございす、開発途上国では、人口だけでなく所得の増加によりまして食用の穀物需要の増加が見込まれるわけでございす、供給面の方で、かなり土地の外延的な拡大と申しますか耕地の開拓ということを行われまして、条件の悪いところが生産に参加してくるわけでございまして、そのために非常にコストもかかります、気象条件の影響を受けやすいという状況が続いてくるのではないかと、こういうふうな見通しを立てておるわけでございす。

さつき申し上げましたけれども、農林省といたしましては今後とも、当面緩和している状況があらりますけれども、ストックの点でまだ回復は十分でございせんし、なお需給とも非常に不安定な状況が続く、これに対しては予断を許さないという感じを持っておるわけでございす。

○永原委員 いま開発途上国の方で特に産油国を参加させたのは一つの進歩であると思つてすけれども、そういう国々が世界食糧会議の中で、先進国において食糧を大量に輸入しているのは日本

だけだ、そういう日本が世界の食糧市場を乱しているのではないかと、そういう批判的な意見を述べた国があるように伺つております。本場に現況から見ていきますと、日本の輸入依存度が非常に高過ぎる。これを何とかしなければなりません、やはり国内で――さつき外務省の方からお話がありましたように、東南アジアは特に米の生産が少なくないと言われる。そういう地域にある日本が、米が生産過剰であるということによって生産調整をやっている。また貿易が非常に黒字である、あるいはGNPに対する経済協力の資金が少な過ぎるというふうな批判、そういうものに耐えてなお自国の発展を図っていくかなければなりませんけれども、こういう世界の食糧事情の中で、日本の食糧自給率の向上、これに特に力を入れなければいけないと思つたのです。こういう点について、まあやりますと言えはそれまでですけれども、何か特別なお考えを持っていらつたら伺いたいと思ひます。

○中村説明員 先生御指摘のとおり、先行き世界の食糧需給という問題はかなり不安定性が高まってくるという感じを持っておるわけでございす、そのためにはまず第一に、国内における自給力を高めるというのが基本であるかと存じます。しかし、小麦とかトウモロコシあるいは大豆、こういった穀類につきましては現在すでに自給率が非常に低くなつておまして、しかもその自給率を向上しようとしたとしても土地制約等がございまして、なかなか困難な面がございす。そういうものは、これはアメリカ、カナダ、オーストラリアといった農産物輸出に依存せざるを得ないわけでございまして、そういう国との間に安定的な輸入関係を確立するということが非常に大事になってまいらるわけでございす。そのためにわが国といたしましては、たとえば米国との間には、一九七五年に日米間の穀物等の安定取引に関する農相間の合意というふうなものを結びまして、それをお互いに円滑に実施していくということとで努力しております、これは非常に双方にとつ

て意義のある成果を得ていると存じます。そういった関係がその他の供給国、欧州、カナダ等との間にも安定的な関係が現在できておりまして、こういうこともさらに相互の交流、情報の交換を通じて強化していくことが大事ではないか、こういうふうな考えておるわけでございます。

○永原委員 本来ならば、国内の生産増強の方針を伺いたったのですが、時間もありませんので次に進みます。

農業開発基金の協定を読ませてもらうと、この中にいろいろな機関と協力をするという言葉がたくさん出てまいります。そして、特に「これらの機関と協定を締結し又は業務に関する取決を行なうことができる」というのが協定第八条第二項に出てまいりますけれども、先ほど外務省からお話があったように、従来の資金に上乗せするというような感じだとすると、これはアジア開発銀行と当然業務協定のようなものが結ばれるようになると思えますが、その点はどうでしょうか。

○中村説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、アジア開発銀行を含めまして既存の国際開発金融機関との協定が結ばれる可能性が非常に多いかと存じます。

なお、国際農業開発基金は非常に規模の小さい事務局で発足し、そのような事業につきましてそれら既存の機関と密接に協力していくということの一つの方針として考えている由でございます。

○永原委員 そうしますと、アジア銀と違うところで特色あるのは贈与を含んでいるということだろうと思うのですが、この贈与についてもアジア銀の方によっていただくようになるのでしょうか。

○中村説明員 ただいま先生の御指摘の点は、これは、国際農業開発基金が発足して以降その政策を決める過程で決まってくるものと存じますけれども、アジア開発銀行は貸し付けを行う機関でございますので、ただいまの贈与の点につきましては、むしろその機関自身で行うとかあるいはFAOのような機関を通じてやるのか、いろいろな形態が考えられると思います。

○永原委員 ちょうどこの加盟国などを調べてみますと、重複している国がベングラデシュ、韓国、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、こういうような国が重複しているように思えます。こういうようなのに今後はアジア銀で力を入れていくのか、あるいは農業開発基金で指導するのを強化していくのか、どういふようにお考えでしょうか。

○中村説明員 ただいま先生の御指摘の点につきましては、これはおのおのの加盟国の政策としてそのいづれから融資を受けるかという政策決定の問題かと思えます。したがって、それらの国において本来決定すべき問題かと存じますけれども、多くの国においては、先ほど御説明いたしましたとおり、国際農業開発基金が追加的な資金の供与という点に大きな眼目を置いておりますことから、双方の機関から融資を受けるということを希望するのではないかと考えております。

○永原委員 何か追加的な資金を受けるというのが非常にひかかるのですけれども、そういう金を扱うのがやはり二つの省にまたがっているというのは非常に不便じゃないかという気がするのですが、そういう点はどうでしょうか。

○中村説明員 ただいま先生御指摘の点は、そのようなことが起こらないように政府の関係者の間で密接に協議して行っていくと考えております。

○永原委員 最後に、アジア銀が今度五十億ドル増資するということになりましたが、これについてやはり農業部門に力を入れるというように、そういうお考えがあるかどうか。これも各部門別にいろいろ分けていった場合に、総額で見ますと二三%くらいになると思いますが、農業部門に投資されているかと思えます。そういうような比率で、この食糧対策というのを考えますとかなりこの面に力を入れなければならぬと思えますけれども、そういう計画をお持ちなのかどうか、どういふようにこの五十億ドルを配分しようとなさるのか、何か計画があたりだつたら聞かしていただきたい。

○藤岡政府委員 アジアの開発の現状を見ますと、やはり農業部門の生産性が非常に低くおられるということが指摘されるわけでございまして、アジア開銀としては現在すでに二三%の貸付金が農業部門に回っておるわけでございます。今後この比率は向上することはあっても低下することはなからうと思っております。

アジアの受け入れ国の方から見ても、アジア開銀の初期の段階におきましては農業に対する関心はわりに低うございました。私も日本の政策といたしまして農業を重視すべきではないかという提案をいたしましたときに、アジアの諸国からはそれはまた日本がアジアを食糧の基地として考えるのじゃないか、隷属的に考えるのじゃないかという批判もあったわけでございます。その後、世界的な食糧不足の時期を経まして、さらに第一次の緑の革命という成果を見ましてから、アジアの受け入れ諸国の方からもこの食糧増産に対する見方が変わってまいりました。アジア開銀としてもこの部門を重視しておるわけでございまして、どの程度ふえるかということとはわかりませんが、引き続き重要視してまいるのがいいかと思っております。

○永原委員 どうも最後と言ってからまた立ち上がるのは恐縮ですけれども、いま債務の返済がどうなるか非常に懸念されるような御質問が前に出たのですが、今度は逆の立場で債権が果たして確保できるかどうか、こういう気がするのです。さっきの開発基金ですと、これは返還ということはありませんですね。この出資したもののについて将来返還ということがあり得るのでしょうか。

○藤岡政府委員 アジア開銀に対します出資を返還するというのは、協定上アジア開銀が清算段階に入る場合とかあるいは日本の脱退するという場合でございますので、私どもとしてはそのいづれもいまは考えておらないわけでございます。

○永原委員 非常に財政的に困っているときなどに質問しながらジレンマを感じるのですけれども、経済協力もやらなければならぬ、国内の資金需要は非常に多い。こういう中で非常に大変だと思えますが、協調と連帯を非常に主張される内閣ですから、そういう点について特に国際的に協調の中にしか生きられない日本、そういうことを考えながらこういうような施策の充実を図っていただきたい。お願いして質問を終わります。

○山下(元)委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来る五日火曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会